

平成24年第3回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成24年9月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成24年9月10日	9時30分	議長	後藤信八	
及び宣告	散会	平成24年9月10日	16時50分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	8番	大山勝代	出
	2番	久保山義明	出	9番	片山一儀	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
	7番	鳥飼勝美	出			
会議録署名議員	7番	鳥飼勝美	8番	大山勝代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(主幹) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	健康福祉課長		眞島敏明	
	副町長	田代正好	こども課長		内山十郎	
	教育長	大串和人	農林環境課長		松雪靖弘	
	総務課長	小野龍雄	まちづくり推進課長		天本正弘	
	企画政策課長	木村司	会計管理者		毛利俊治	
	財政課長	城本好昭	学校教育係長		酒井智明	
	税務住民課長	天本政人	生涯学習係長		原正行	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 鳥飼勝美
 - (1) 固定資産税の課税誤りについて
 - (2) 地域担当職員制度について
 - (3) 「やよいが丘温泉」周辺の環境整備について

2. 久保山義明
 - (1) 九州北部豪雨を受けて
 - (2) 町長の政治姿勢について
 - (3) 基肄城築城1350年祭に向けて

3. 大山勝代
 - (1) いじめ問題の対応について
 - (2) 学校の普通教室にエアコン設置を
 - (3) 循環バスからコミュニティバスへ

4. 林博文
 - (1) 空き家管理条例の制定等について
 - (2) 県道17号線県境の旧料金所跡地の利用について
 - (3) やよいが丘温浴施設の建設について

5. 松石信男
 - (1) 国民健康保険事業の現状と課題、広域化について
 - (2) 生活保護制度の運用について

～午前9時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（後藤信八君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

○7番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さん、おはようございます。7番議員の鳥飼勝美でございます。今9月定例議会の最初の一般質問に入らせていただきます。

私の今回の一般質問は、1番目といたしまして、固定資産税の課税誤りについて、2番目としまして、地域担当職員制度について、3番目としまして、「やよいが丘温泉」周辺の環境整備についての3点について、町長へ質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず1番目でございます。固定資産税の課税誤りについて質問いたします。

私は、今回のこの固定資産税約874万円を納税者から多く取りすぎた課税誤りについて、その額が高額にわたること、課税誤りを長期にわたり見逃していたこと、納税者からの誤りではないかとの指摘により発覚したことなど、これまでの基山町の町政運営にとって前代未聞のことであり、公正公平を期すべき基山町の税務行政の信頼を揺るがす、甚だ遺憾な問題と考えておるところでございます。

そこで、私は、この重大な課税誤りを二度と起こさないため、この原因を究明し、再発防止に万全を図る観点から、次の項目について質問します。

(1) 課税誤り発生の経緯について。

ア、課税誤りの発生の経緯と原因は何か。

イ、課税誤りの実態（期間、納税者数、金額等）。

(2) 課税誤りよる納税者への対応はどうしたのか。

(3) 今後の再発防止策は。

(4)町長の監督責任についてでございます。

次に、2番目といたしまして、地域担当職員制度について質問します。

この制度は、小森町長が最重要課題として掲げられている協働のまちづくりの一環として、ことしの6月から実施されている制度であります。私は、この制度が発足して3カ月を経過した今、その制度運営に多くの問題点があると考えているところです。

具体的には、第1に、地域担当職員を設置することが目的とはなっていないのか。実効性が伴っていないのではないのか。制度設計に問題があるのでは。

第2に、積極的に各自治会に入っていくという姿勢ではなく、各自治会から相談があるときに支援するという町の姿勢ではないのか。

第3に、基山町まちづくり基本条例のまちづくり支援事業との整合性がとれているのか、などの疑問点がありますので、次の項目について質問します。

(1)地域担当職員の役割と目的は何か。

(2)地域担当職員が行わない業務を列記されていて、地区担当職員が行う業務が全く示されていない。

(3)これまでの地域担当職員の活動状況は。

(4)今後、地域担当職員制度をどのように進めていくのか。

次、3項目めでございます。「やよいが丘温泉」周辺の環境整備について質問します。

そもそもこの温泉施設は、基山町が旧地域振興整備公団、現在の独立行政法人都市再生機構から公園緑地として無償譲渡を受けて町有地となっていたのを、平成22年6月に面積1万8,000平方メートル、約5,400坪を約4,000万円で、茨城県のメークス株式会社に温泉施設として売却していたものです。

当初は、平成23年12月オープンの予定でしたが、諸般の事情によりことしの7月から造成工事に着工されており、来年7月に完成の見込みとのことでした。

そこで、この温泉施設の完成に伴う周辺の環境整備としては、隣接の鳥栖市の弥生が丘地区は、道路を初めとする都市基盤整備が既に完了しておりますが、温泉施設がある基山町側は全くと言ってよいほど、周辺の環境整備がなされておられません。このことから、温泉施設が基山町にありながら、周辺住民への交通安全対策、道路整備等の具体的な環境対策が何ら示されていない現状について、今後、町長はどのように考えているのか、次の項目について質問します。

(1)町道整備について。

ア、温泉施設に伴う周辺道路の整備計画は何か。町道柚比北部1号線と町道村中3号線。

イ、基山町からの温泉施設へのアクセス道路は実施しないのか。町道塚原・長谷川線の延伸。

ウ、工事期間中及び完成後の施設周辺の交通安全対策は何か。

(2)防犯対策について。

ア、温泉施設周辺には、多くの高校生、通勤者等の利用がっております。防犯灯の設置計画等について、あるのかないのか、御答弁をお願いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

まず、鳥飼勝美議員の一般質問に答えをさせていただきます。

1項目めの固定資産税の課税誤りについてでございます。

(1)課税誤り発生の経緯について、ア、課税誤りの発生の経緯と原因は何かというお尋ねでございます。

これは、納税者の方より、建築後年数が相当経過しているにもかかわらず、税額が高いのではないかと問い合わせがございまして、町で調べましたところ、平成15年の評価替えて評価額が改定されずに、誤った評価額で課税されておりました。このため、同じような事例がないか詳しく調査いたしました。その結果、昭和47年以降に建築された木造併用住宅についてのみ、誤った評価額で課税されていることが判明をいたしました。

その原因でございますけれども、家屋の評価額は3年に一度見直され、いわゆる評価替えをします。したがって、一般的には年数の経過に伴い下がっていき、一定の年数を過ぎれば下がらなくなるということでございます。

平成15年以降の評価替えにおいて、家屋評価替え算定書の作成漏れや算定ミスがあり、今回判明するまで、誤った評価額で課税をされておりました。

これらのミスは、担当者の評価替え制度の理解不足や上司の指導不足、作業手順や留意事項についての引継ぎが不十分であったこと、あるいは課内でのチェック項目が明確にされて

おらず、組織的なチェックが十分に機能してなかったということにより、発生したものでございます。

この課税誤りの実態は、期間、納税者数、金額等でございますが、課税誤り期間は、平成15年度から平成24年度までで、納税義務者数は69人に対して、課税誤り額874万9,600円でございます。

(2) 課税誤りによる納税者への対応は、ということでございます。

納税義務者69人の方については、7月31日から8月2日にかけて訪問をし、経過を説明し、お詫びを申し上げるとともに、速やかに還付する手続を取らせていただきました。その結果、平成15年度から平成24年度までの収納状況を確認した上で、8月24日までに還付対象となっている納税義務者67人に対して、還付額757万8,900円、還付加算金145万2,900円の支払いを全て完了しております。

(3) 今後の再発防止策は、ということです。

評価替えについての作業手順や留意事項、チェック項目等を示した作業マニュアルの作成、作業チェック表を活用した課内での確認作業の徹底、職員の意識や技量向上のための研修の充実強化及び人的体制強化に取り組んでまいります。

(4) 町長の監督責任は、ということです。

監督不行き届きでの責任の重さを感じております。それによって、今議会で給料の減額を提案をしておるところでございます。

2項目めの地域担当職員制度についてでございます。

(1) 地域担当職員の役割と目的は何か、というお尋ねです。

一つには、地域担当職員が地域と行政とのパイプ役という役目を果たすことで、各地域の自治活動を支援することにより、地域の自治活動の一層の活性化を図るという目的を果たすことでございます。

次に、職員が、地域と地域担当職員という立場でコミュニケーションを行うことにより、町民の皆さんとの相互関係を深め、行政運営の円滑化を図るという目的を果たすことでございます。

これによりまして、基山町の基本理念である「みんなが進める協働のまちづくり」が一層推進できるものと考えております。

(2) 地域担当職員が行わない業務が列記されていて、地域担当職員が行う業務が全く示さ

れていないということです。

従前に、区長へ配付しました資料は、地域担当職員の業務を余りに何もかも行うということになりますと、職員の通常業務に支障を来しますので、議員の言われますとおり、行わない業務を列記した資料となっております。

そこで、新たに8月に区長へ、地域担当職員が行う業務を10項目ほど説明をいたしております。

(3)これまでの地域担当職員の活動状況でございますが、現在、一部の自治会で地縁団体設立の支援や規約改正の支援を行っております。その他、まちづくり基金や町民提案の相談に対応をいたしております。

(4)今後、地域担当職員制度をどのように進めていくか、ということです。

来年度より総合計画を作成することにしておりますが、総合計画を検討する際、各地域が作成した地域のまちづくり計画を参考にしたいと考えております。そこで、今後、各地域にまちづくり計画の作成をお願いしたいと考えております。

この際、この地域のまちづくり計画の作成について、地域担当職員に支援させることにより、地域と地域担当職員のコミュニケーションが促進され、地域との相互信頼関係ができるものと考えております。また、地域が自分たちの地域をどのようにしたいのか話し合うことになり、地域の自治活動が活発になるものと考えております。

3項目め、「やよいが丘温泉」周辺の環境整備についてということで、(1)町道整備についてということですが、アの温泉施設に伴う周辺道路の整備計画は何かと、町道柚比北部1号線と町道三ヶ敷村中3号線ということでございます。

町道柚比北部1号線につきましては、町道三ヶ敷村中3号線の終点側から弥生が丘北交差点までは、開発業者が整備をいたします。

町道三ヶ敷村中3号線につきましては、地権者の協力がいただければ、終点側から整備する方向で検討をしていきたいということです。

イの基山町から温泉施設へのアクセス道路は実施しないのか、ということです。

町道塚原・長谷川線の延長ということのお尋ねですが、温泉施設へのアクセス道路としての町道塚原・長谷川線の延伸計画は、現在のところ考えておりません。

ウの工事期間中及び完成後の周辺施設の交通安全対策は何か、ということです。

工事期間中、工事車両が多く往来するときは、工事現場出入り口と弥生が丘北交差点にガ

ードマンが配置されます。温泉施設の開業に伴い、交通量がどの程度増加するのかわかりませんが、三ヶ敷集落への通り抜け、違法駐車等がないよう、必要な対策について開発業者と協議をいたしてまいります。

(2)防犯対策についてです。

アの多くの高校生、通勤者等の利用があつておると、防犯灯の設置計画はないかというお尋ねです。

現在のところ、設置計画はございません。なお、温泉施設ができた後、必要であれば、今までどおり区長から町民提案書により要望を出していただき、交通利用者の状況を見て設置の計画をしていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

御答弁ありがとうございました。ちょっと私の質問項目が今度大きいものですから、若干割愛をさせていただきたいと思ひます。

まず、固定資産税の課税誤りですね。こういうことはあつてはできないことではけれども、現実にあつております。

私は、先ほども言ひましたように、今後二度とないような再発防止策が一番重要ではないかと思ひておりますけれども、担当課長にお伺ひしますけれども、現行の税務体制では、私としては今後も同じような課税誤りが起こり得る可能性があるというふうな考えで持っておりますけれども、今先ほど、町長が答弁されました再発防止策、これで十分というふうにお考えですか。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

担当といたしましては、今回の事態について大変申しわけなく思ひております。

現在の体制でというふうなことでおっしゃっておりますが、今、税務係ということで固定資産税と住民税と一緒に一つの係でやっております。なかなか係長がその業務を把握するのは難しい、煩雑になっているという現状はありますけれども、再発防止として、チェック体

制を十分整えていけば、再発が防止できるものというふうに私は思っております。以上です。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

非常に楽観的なお考えだと私は思っています。私は、これはもう制度自体から、町長も当然、先ほどにもありましたように、重大なことと考えるということですので、私は問題は、この原因の一つに機構改革があると思うんですよ。

従前では、税務行政といたしましては、平成19年度までには、税務課長ですね、当時は財政課長と兼任だったと思いますけれども、税務課長がいらっしゃいました。そして、課長補佐もいらっしゃいました。住民税係長もいらっしゃいました。固定資産税係長もいらっしゃいました。このときは課長補佐が兼務ですね。それと、徴収係長、住民税係長と兼務であっても、こういうふうな体制が整っていたわけですよ。

平成20年度の税務課の機構改革で、税務課と住民課が合併になっております。そして、税務住民課長1人になっております。また、税務課の課長補佐と固定資産税係長が廃止されております。

このような税務行政、私としては、この税務行政は一番地方自治の原点である税の徴収という、重要な業務である税務行政の人員削減が、今回の課税誤りの一因になっているのではないかと考えておりますし、町長が先ほど御答弁の今後の対応策の中で「人的体制の強化を図るべく」という項目がありました。

私としては、人間が多ければ多い、やはりそういう行政改革の一環でやること自体はもうやぶさかではありませんけれども、どこの業務も大変だと思いますが、特に税務行政という地方自治の原点にかかる重大な業務を人員削減、行革の名において削減してよいものかと、私は非常に考えておるところでございます。

私は、来年の、それは機構改革をされますでしょうからその点についての、この重大な基山町の税収が23億ですよ、そのうちの12億が固定資産税なんですよ。一番基本なんですよ。そういう行政のために、この固定資産税係、住民税係でも一緒ですけども、来年の機構改革でこの税務行政の建て直し、再度こういう不祥事が起こらないような体制について、町長の御見解をお伺いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに人員削減、すべてそれでいいのかということ、それは私も現在、税務課に限らず、やはり考えなきやいかんところだというふうに思っております。

でございますけれども、考えてみれば、これは平成20年の機構改革ということでございます。現実には起きているのは、14年、15年、それから、その後の17年、18年ということでもございます。この辺のところもちょっといかがかなというようなこと。

したがって、人員削減ということも問題でございますけれども、やはりそれを機能させていくという考え方、これも必要かなというふうに考えますので、ひとつ、その辺のところは兼ね合いを見まして、間違いがないようにということでございます。

課内の相互チェック体制、係長は減ったにしても、やはりお互いの相互チェック体制という、それから、協業体制、この辺のところもやはり大きな問題になってくる。特に、税務課というのは専門性を必要とされますので、この人事サイクル、これに関しても、やはりもう2年3年ということではなくて、やはりこういうポスト、ポジションはある程度熟練した職員がやるというような、そういうこともやはり必要かなというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

最小の経費で最大の効果を上げる原点ですから、なかなか難しいと思います。

特に、最後に町長が言われましたように、複雑性、専門性、私、国においても国税庁なり特別なセクションでされておるわけです。だから、1年2年ではないけれども、やはり専門職、当然職員の研修も含めた人的配置も当然考えていただきたいと思っております。

これも大事ですが、特に、先ほど言われました再発防止の一番大切な、もう初歩的なミスから大きくなるんですね。今、結局全部電子計算機でやるということから、入力ですね。

だから、そういう相互チェック体制、特に、今回、監査委員の報告にもありますように、事務処理の発生、引継ぎ漏れによる仕事量の増加、資料作成に手間がかかったことによる時間外勤務の増加とか、こういう問題が書いてありまして、その3番目に、「したがって、当町の失敗例をもとに改善された仕事の仕方を標準化し、マニュアル類の作成がぜひ必要である」と監査委員の報告にありますように、町長の答弁にもありましたように、担当課長、係

長、課内でも十分討議されて、再発防止に向けて万全を期していただきたいと思って、これ
を終わります。

それと、町長の監督責任です。

私は、何も監督責任はないということで何もないかと思っておりましたけれども、今議
会で減額条例が出ておまして、町長も重大な監督責任ということで、町長みずから処分され
たわけですけれども、これは職員については処分は全くなかったということですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

職員につきましては、平成14年度から本年度まで対象者10名が関係をしておりまして、そ
れぞれに内容等をチェックしながら、聞き取り調査も行って、実施をいたしております。

10名中5名の方は退職をされておりまして、現職でその担当にかかわった者に対して1名
について、厳重な注意を行うように8月31日付で行っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

わかりました。

それでは、この件について最後でございますけれども、町長が本俸の10分1、3カ月とい
うふうにされておりますけれども、こういうケースで処分をみずからされたというケースは、
佐賀県内でもあるんですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

うちのほうで佐賀県内を調査をして、また、県の市町村課のほうにも問い合わせをしたと
ころ、こういう内容で町長がみずから給料の減額をされたケースはありません。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

わかりました。

それでは、最後で、この問題で最後に町長の決意をお伺いします。この固定資産税の課税誤りについての、今後二度と起こさないために、町長の先ほど答弁ありましたけれども、再度町長の税務行政に対する取り組みの決意をお伺いして、この件についての質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それこそ私のほうも繰り返しになりますけれども、やはり各担当でしっかり取り組むようなそういう教育も必要だと思いますし、それから、すべてやはりチェックをしていくという体制も必要。それから、もう一つはやはり非常に私が管理者として感じるのは、やはりそういう体制づくりを考えていかなきゃいかんということでございますので、その辺のところは今後また具体的に組みんでいきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

それでは、次に2項目めの地域担当職員について、町長、担当課長にお伺いします。

非常にこの地区担当職員は、私も前から、ぜひ担当職員制度をとって住民と行政が協働のまちづくりの一環ということで、非常に期待を込めてここ3カ月間見ておりましたけれども、私がよくわからない、実際、十分な浸透がされておるとは思いますけれども、ちょっと私がそこまで理解していない部分もありますので、再度質問させていただきます。

町長のこの制度に対する基本的な姿勢というのは、「地域の課題や問題を解決するときの相談員であり、地域の課題を解決するときに地域担当職員にお尋ねいただければ、調査検討し、後日回答します」と、こういうふうなフレーズになっているんですね、この説明資料には。

うがった言い方をしますと、この地域担当職員が積極的に町行政の情報とかを地元民に情報提供するとかではなくて、自治会に地域担当職員が行くのではなくて、各自治会から相談があるときに支援してやるという待ちの姿勢ではないか、受動態、ネガティブな姿勢として運用されていないかというものは、私はどうもその考えが離れません。町長は基本的に地域担当職員をどう、やはり申請があってから相談に乗るという考えですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

いろいろ相談があってから応じるということ、それが全てではございません。やはり担当職員は担当職員の会議も持ちながら、そして、どうあるべきかというような、あの地区をどうするべきかという、それは区という単位ではなくて、あの地域をどうすべきなのかというような、そういう考えはやはり職員としても持っていくべきだというふうに、そういう職員の意識訓練、これがやはり大きな問題だと、テーマだと、私も思っております。

それと、やはり本当に地域の方と密接にかかわっていくというふうなこの二つが、この担当職員の目的、趣旨だというふうに思っておりますので、その辺のところはこれから、本当にただ町だけではなくて、地域に出て行っていろいろとお話し合いもさせていただいて、問題点を探り出していくというようなことにも、当然取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

今の町長の答弁について、担当課長も全く一緒の考え方ということで理解してよろしいですかね。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

基本的には、やはり自助、共助、公助というふうに補填の原則におきまして、基本的には、まず自治会がどうやりたいか、その中で困っていることを公助である役所がどういう手伝いができるかということだと思っておりますし、今後は、町長言われましたとおり、そういう中でいろんな意見を聞きながらという場面もつくっていききたいというふうには考えております。以上です。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

問題はそこなんですよね。結局、各自治会、特に7区あたりはまちづくり計画も出して非常に積極的なところもありましょうけれども、やはりそういうノウハウなり、そういう行政が持っている情報を地元自治会が共有できていないところも多分にあると思うんですよ。だから、何を相談していいのかわからないところもあると思うんです。

だから、こういう問題が基山町内では起こっているけれども、おたくの区ではこういう問題についてはどういう体制なのか、どういうふうな今後自治会としてやるほうがいいでしょうかねとか、ある程度積極的な地域とのかかわり方をしないと、そういうふうな非常に進んだ自治会はいいんでしょうけれども、そういうところがないようなところは、何を相談すればいいかのようなこともわからないと言ったら失礼ですけども、そういうところもあると思うんです。

だから、そういう、今基山町として、各自治会として共有してこういう問題がありますよとか、そういうある程度踏み込んだ地域担当職員制度というものの活用方法というのは全く考えられませんか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

今、議員さんがおっしゃったとおりだと思っております。先日の8月の区長会の折にも、各区の規約が、何十年も前につくられた部分があって、地域によってはちょっといろいろあったりしておりますので、規約の見直しとかいかがですかという話はしておりますし、今後、地域担当職員の役割として、やはり地域に情報を発信するというのも地域担当職員の役割にしておりますので、そういうことはおいおいやっていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

「おいおい」ではなくて、「おいおい」というのが町長は口癖か言いなさんけれども、「おいおい」ではなくて、一番の基本だと思うんです。積極的に、木村課長にかかっておりますから。

そのために、私、一つ町長にお伺いしますけれども、そういう地域担当職員の処遇、これについては、夜中とか日曜日とか、夜中に出ることはないでしょうけれども、そういうとき

についてはその職員の時間外とか日曜出勤の振り替えとか、そういう現状はどうなっていますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

地域担当職員につきましては、一応振り替えは半日単位ですので、土曜とかと言ったときは振り替えを使っています。

それから、夜に行くときは時間外対応です。以上です。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

当然、こういう公務でやるということですから、公務災害の部分もありますから、ぜひその辺は体制をせんと、地域担当に行ったらいろいろな問題があると思いますから。

私が一番最初に思ったのが、この出したときに、各区の運営委員会には出席しませんよというふうな文書があったんですね。各区の一番情報が集まる運営委員会にも、強制的に毎月毎月行く必要はないでしょうけれども、各区の運営委員会に行かなくて地域担当職員が務まるんだらうかと。

としたら、8月の団体長会議にはちょっとその辺は載っていないでしょうけれども、基本的には、いろいろな問題があるとすれば、地域担当職員としての立場で運営委員会に行って、アドバイスなり情報提供をすべきとは思っていますけれども、今後とも運営委員会には出席まかりならんという考え方ですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

運営委員会につきましては、実をいうと、地域担当者の紹介ということで何度か出ております。ただ、毎回その運営委員会に出席するというにはならないというふうに考えております。それから、やはり地域の意見を聞くことが重要ですから、運営委員会に出るということもあり得るかと思えます。

ただ、今後、各地域にまちづくり計画の策定をお願いしていますので、そういう場所では、

地域担当職員が住民さんと意見を交わしながらそういう支援を行っていくことにはなるかと考えております。以上です。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ぜひよろしく、町長にもよろしく願いしておきます。町民としてはやはり行政情報が一番不足しがちですから、そういう面で、地域担当職員の責務というのは大きいと思いますので。

これでもう一つお伺いしますけれども、問題は、そういう情報が集まって、各区の地域担当職員が集まりますけれども、それを総括、まとめて町長なり副町長なりで、地域にはこういう問題があるということで会議をされて、上に町長まで上げられた会議とかはされましたか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

まだちょっとやっておりませんが、一応、地域担当職員の中で連絡会をつくることにしておりますので、そういう席でいろんな意見が今後出てくると思いますので、それを集めて、それは副町長なり町長なりに伝えていきたいと考えております。以上です。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

これは重要なことでございます。ぜひこの連絡調整を取って、何区は全然やっていない、何区は積極的にやると、やはりある程度レベルアップを図っていくのが、地区担当職員の責務だと思いますので、よろしく申し上げます。

そこで一番問題になるのがあるんですよ。結局、この地区担当職員は、構成メンバーはどういうふうになっておりますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

構成メンバーは、大体系長になるかならないかぐらいから、それより若い職員で構成をしております。各区3人ずつ割り当てております。早い人は、勤めて1～2年の方も地域担当職員となっております。

それから、各地域の担当職員なもので、できるだけ各地域に住んでいる職員をと思っておりますけれども、なかなか過去の経験の問題とかいろんな問題がありまして、地元の職員ばかりというわけにはいきませんので、その辺はほかの区の職員が入っているという形になっております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ちょっとそこが私は疑問なんです、町長、今企画政策課長が言われました構成、45歳以下の2年以上ですか、31名。こういう若い職員、それで任せたままで、係長、担当課長は全くそういうのは関与しない、この若手だけの地域担当職員制度を導入したというのは、町長のお考えですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私もできるだけ若い職員をという考えは持っております、担当課ともそういう話もしたということはございます。本当に若い職員でいいのかどうか。係長あるいは課長がいいと、そこでの情報の伝え方というのは差異はございましょうけれども、いずれにしても、そこで即決して「はい、それやります」「しません」とかという話でもございませぬので、それはやはり持ち帰って課内でもまた相談し、それから全庁的な話もしていかなきゃいかんというふうに私は思っておりますから、決して、若い職員だけでいいのか、むしろ課長とかが入らないほうがいい面もあるのかなというふうな思いを持っております。

それから、先ほどからいろいろ問題提起がっております。やはりこれは積極的にということ、それは必要なことかと思っておりますけれども、やはりそこそこの地域の差というものがあることも事実でございます。それから、事情というものもありますから、そのところはやはりよく見きわめて対比をしていかなきゃいかんと。全てお任せじゃないんですけれども、やはりそういうところも考えながらやっていかなきゃ、我々としてはやっていかなきゃいかんと

いうこと。

それから、制度、組織、これは余り最初からがっちり固めてしまうと、むしろ機能しなくなる部分があるんじゃないかなというふうな考えも持っております。余り縛らないほうが、そしてさっきも言いましたように、自然発生的なその地域での問題が浮き上がってくれば、それがやはりベター、ベストじゃないかなというふうに思っております。いわゆる自治会というのは自主性というふうなこれがやはり必要かというふうに思いますから、その辺は「ぼちぼち」とか「まあまあ」とかというような表現はちょっと不適切かも知れませんが、ある程度のスパンを持って、目的だけは失わないようにしっかりやっていかなきゃいかんというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

その辺は町長と私はちょっと全然方向性が違うと思う。4班に分けて3名の51名ですかね、今いらっしゃるわけですよ。45歳以下の2年以上の方が51名いらっしゃる。私は、この若い人の能力を発揮する現場を体験する、これは非常にいいことだと思います。

ですけれども、地域のそういういろんな問題がこの若い人たちだけで酌み取れて、町長、恐らくこれは各区のいろんな問題について吸い上げて、今後の総合計画なり基山町の町政運営に反映するという大きな目的があるんじゃないかと思うんですよ。それに若い人たちだけでは、それは大事なことです、経験積むことは。しかし、これだけでは、その各区が抱えているいろんな問題点、課題等を酌み上げるのには、私は不十分だと思います。

当然この3名体制の中に1人ぐらいは課長なり係長の責任者、管理監督者を1人入れて集約するというふうなこういう形をして、今後の町政運営に反映させていくということにしないと、これは何か管理者から私は出ないというふうに言われたかどうか知りませんが、そういうことはないと思いますけれども、この入らないという今のスタンスとしては、若い人たちと言いますけれども、私はそれでは各区の課題、問題点の把握、今後の町政、小森町政の総合計画による運営、行政運営について、若い人たちだけでは意見は吸い上げられないと。当然、私は管理監督者も各班に1名ぐらいは置いて、総合調整を図る必要が大であるというふうに思っておりますけれども、担当課長は全然思いなされんですか。どうぞ。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

各地区の意見については、まちづくり計画をつくっていただこうと思っておりますので、各地区で自分たちがやはりどういうことをやらなきゃいけないということは、しっかりそういう計画の形で出てくると思っておりますので、そこで若い人だととらえきれないという問題はないかと考えております。以上です。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

今、課長が言われたまちづくり計画は、全17区全部提出される予定なんですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

まちづくり計画をつくるかつくらないかは、各自治会が決定されますので、町のほうから必ずつくってくださいと言うわけにはいきませんので、それは全部つくるかどうかは、私のほうではちょっと回答しかねます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そうすると、またもとに戻りますけれども、地元からそういう地域をよくしようと、いろんなことの問題点が出ないと、行政は何もしないということですよ。7区あたりは地元からされていますよね。ほかの区は、そういう情報提供も、そういうアクションを出さなければ、地元はしないんじゃないんですか。そう納得されますか。そういうふうなやはりアプローチなり、こういう手段、方法がありますよというのを、地域担当職員なりが行き、その中に課長なり係長のある程度そういう理解者なり監督者が行って、指導的にして行わないと、各区から上がってきたのを待っときますと、しないところは、ここはおくれている地区ですね。極端な言い方をするとですね。町長、どう思いますか、それは。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）いや、私が言うことは、私は、どこの地域でもまちづくりをこういうふうにしよというふうな考え方は、ある程度基山町長としても持ってあるのか。いや、出る

ところだけでいいと。あとは出ないところはもうそれで終わりというふうを考えているのか。
お願いします。

○議長（後藤信八君）

町長。どっちですか。

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

まちづくり計画については来年度から、ここに書いてあるとおり、総合計画をつくることにしておりますので、これの重要な案件だと思っておりますので、各区にはつくっていただくようにはお願いはするつもりです。

ただし、その先を、各区つくらないとおっしゃるのを、町のほうから必ずつくれとは言えませんので、それはちょっとうちのほうから強制はできませんので、そういうふうを考えております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

私はそげんとかまで言うらんとですよ。それはもう、つくらんと言うとば、無理してつられて、そういう地元から自然発生的に出るようなアドバイスなりアクションを地域担当職員なり、それから、その地域担当職員の中に管理職、課長なり係長を1名ぐらい入れてその中で集約しないと、若い人たちだけでは意見の集約はできないんじゃないかというふうに思っておりますけれども、町長、どうですか、その辺。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

課長も言いましたようにそういう、もちろん議員もそんなおっしゃっていないということでございますけれども、それを義務づけるとか、そういうことではございません。やはりまちづくりといいますか、区づくりといいますか、そういうのはやはり「ひとつ考えてください」というような、そういうお願いはさせていただくかもわかりませんが、そういうことで、それを掌握してまた全体の計画に上げていきたいということでございますので、その辺は御理解いただきたいなというふうには思っております。そういうことでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

私にお答えいただいておりますけれども、私が言うことは、若い人たちもそれは現場を踏むのは大事なことです。しかし、その中で各班に1人ぐらいは管理監督者、課長なり係長を置いて、その班のいろんな事情を、先ほど言われました調整会議はまだ開いていないようですけれども、その中に、極端な話、私は、その調整会議の主催者は副町長がなるべきと思っているんです。副町長が地域担当職員の総括の、各4班の総合的な調整会議にはまだ1回もやっていないようですが、されれば、私は、この主催者、議長は副町長がすべきと思います。各課内の。

その観点からいくと、私は各班に1名ぐらいの、最低1名の管理監督者である課長、係長を置いて、総合調整で諮って、それを町長に上げて、今後の総合計画なり町長の町政運営に反映させていくというのが、私はこの制度の目的だろうと思います。

私は、ぜひこういう人たちを、課長、係長は、「うん、若いもんが何か地域担当職員で行きよるばい」と、そういうふうに誤解されてもないと思うんですよ。だから、私はぜひ、町長はもう「いや、そういうのは置かん」と言われたらそれまでですけれども、御答弁をお願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

チーム編成3人でやっております。その中には、責任者といいますか、リーダーといいますか、それからサブも一応、3人ですけれどもそういう役目もつくっております。そういうことでやっていきますので、若い職員もそれはそれなりのいろいろ考えを持った職員もおりますので、それはそれで私はいいかなど。ただ、もう各地区各地区で、課長とか係長とかを配置して、そしてそれをまとめていくとか何とかというようなそういうことよりも、むしろ若い者のそういうやはり組織づくりというか、それがむしろ私はいいのじゃないかなというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

この件については町長と平行線のようにすけれども、私の考えは、町長はそうでしょうけれども、やはりそこで小森町長の意向を酌んだ課長、係長あたりの人たちが各班に行って、町内の自治会に同等のレベルの情報を提供してこれでやるのが、私は小森町長の将来の町政運営に有意義な結果を招くというふうに考えて、いや、町長はもう置かないと、今の若い人たちでよかということですが、その辺も十分考えて、これ以上言っても一緒ですから、町長の執行権に入りますから、私はいろいろ言いません。

そういうことで要望してこの件は終わりたいと思いますけれども、一つ、私、この支援制度で一番問題になっております地域の、先ほどから担当課長が言われております地域のいろんな問題、今特に、今度は東日本大震災あたりで防災マップのつくり方とか自主防災組織の仕方とか、そういうのは各区ばちばちではなくてやはり全町的に必要なことと思うんですよ。ここに、8月21日に団体で協議されています、地域の防災マップの作成、自主防災組織の支援等を行いますというふうに書いていますけれども、こういうこと、業務が大変だとは思いますが。日常業務がありながら大変だとは思いますが、そういうときにも私は積極的に各地域に情報を開示し、団体長会議に、運営委員会に出らんとかじゃなくて、必要があれば積極的に行って、住民の意向をくみ上げ、今後の町政運営を諮って、総合計画なりの反映をしていただきたいということをお願いしまして、この件については終わらせていただきます。

次の件です。「やよいが丘温泉」の整備計画について。

私、これは地元で、余り地元のことを質問すると言われておる件もありますけれども、これも長年の、町長、これは私は個人的には基山町の誘致企業というふうに考えておりますけれども、町長は、この「やよいが丘温泉」は企業誘致の一種と私は、間違っておれば訂正していただければと思いますけれども、私は一種の企業誘致の温泉施設というふうな理解をしていますけれども、町長はどう思いますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

一時、企業誘致、誘致企業ということで、それに対するそれなりの法令で特典といいますか、固定資産税とかいろいろというような条例もつくったりもいたしましたけれども、それ

はもう今はございませんし、今度のこの温泉施設がそれに当たっているということではございません。ただ、私どもも歓迎したといいますか、やはり近くに保養施設というか、そういうふうな温泉なりが、福祉施設ができればいいなというようなことでの話し合いはいたしております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

いや、私はそういう厳密な意味での企業誘致という言い方ではなくて、一般的に、基山町としてもそういう、極端な場合、ただでもらっておった土地を4,000万円で売ったんですよ。基山町は非常に収益が上がっているんですよ。普通は、企業誘致は固定資産税をただにして来てくださいということですけども、反対にもらって、雇用がどのくらいあるか知りませんけれども、固定資産税が入る、雇用が生まれるんですよ。私は実質的な企業誘致というふうな見解をしているんですよ。

そこで、私の質問ですよ。そういう企業誘致をしたその企業周辺の環境整備が全くなされないのはどういうことかということなんですよ。地元は黙って、その何もないところを今までどおりしない、今までの何倍も交通量があるようなところを、そういう基山町の企業誘致なり恩恵を基山町は受けていって、そこに住んでいる住民の環境整備策は、回答は言われましたね。特に問題になるのは、町道村中3号線のもう狭隘で舗装もなく、生コン跡が道路の中央にある、そういうところの道路について私は質問しましたけれども、「その改良は地権者の協力があれば整備する方向で検討する」と書いておりますね。これは町長が書かれたんですか。そう思っているんですね。ということは、協力がなければなくて、協力があっても検討する、しないこともあると。ということは、すっきり言えば、具体的に言えば、何もしないということでしょう。道路整備は。

結局、私としてはそこに、私が言いますように、そこには朝夕、鳥栖高校、鳥栖工業生、基山町の鳥栖高校、鳥栖工業生と鳥栖市からの東明館の人が約二、三十人通っているんですよ。そこはもうはっきり言って舗装もしてなくて何もないところなんですよ。今度は、そこを基山の人たちは歩いてくるときはそこを通られる方が相当また多いと思うんですよ。

担当課長は、「地元の地権者の協力があれば整備する方向で検討する」、どういうふうに理解したらいいんですかね、私は。「整備する方向で検討する」というのはどういうことで

すか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

三ヶ敷村中3号線につきましては、議員御存じかもしれませんが、土地の提供のお話が以前にあったというふうなことで、拡張してもらいたいというふうなことで、現実的には自分の土地を提供した道路になっております。しかし、そこに町費を入れていくことは無理ですので、まずは、土地の提供、寄附を受ければ、御寄附を願えれば、当然手立てをしていきたいというふう考えております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ということは、ここだけではなくて、そういう生活にどうしても必要なところが整備をする必要が、担当課長は、整備を町が、道路管理者である基山町が整備をしなくてもいいということですね、裏を返せば。今のままで住民の人は通りなさいよと。転んだって知りません。ね。道路管理者で、あそこで事故があったときの賠償責任はどこだと思いますか。どこにあると思いますか。自転車で転げて、ああいう舗装もしない、道路痕がある、コンクリート跡で自転車で転んでけがしたときは、賠償責任はどこだと思いますか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

あの道路管理者は町でありますので、町のほうに瑕疵があれば、当然町のほうの責任が発生してくるというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ということは、瑕疵がないということ为前提に話しているわけですね。今の道路の管理状態でも適正な管理をしていると。

町長、写真をそこに持ってきてますけれども、そういう道路が基山町にほかにありますか。

道路の真ん中に擁壁があるんですよ。そこに自転車が乗り上げたら、どうされますか。そこに、極端な場合、言っちゃ悪いですけども、古屋敷か柿の原の山の上のそういう状態ならわかりますよ。そこに高校生も通学している、通勤もしているところが、そういう状態を道路管理者の責任、町長の責任ですよ、道路管理者は。道路法でもちゃんとうたわれていますように、適正な管理をするのが道路管理者の責任。

しかし、担当課長は、地元の地権者が承諾があればすることもありますというふうな答弁ですけども、これは基山町全体に通しても、町長のスタンスはそういうスタンスですか。地元から土地を無償で提供してしなければしないと。極端な場合、必要ならば、基山町としても必要なら、交通安全対策、地元から言われなくても、基山町の町道管理者としてそれは毅然としてやるべきじゃないですか。町長、どうですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

当然安全確保のためにやるべきところはやらなきゃいかんということとは考えます。

ただ、この地権者の協力というような文言でございますけれども、これについては議員も幾らか認識あるかというふうに思いますので、その辺のところはお互い進めていってというような表現でございます。全然やらないという話でもございませぬし、その辺のところは一応整備する方向でというような書き方をしたということです。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

私は、もうここが温泉施設も何もできなくて、ただならいいんですよ。でも、来年7月にこういう温泉施設ができるんですよ。地元の方は心配してあるんですよ。後でも言いますけれども、防犯灯、真っ暗。子供たちが、中学生、小学生は行ってませんけれども、高校生だからある程度大きいですけども、やはりそういう考えの方で、今までよりも多くなるし、そういう関係でぜひ整備を、私は地元からまちづくりの提案を出してくださいとかじゃなくて、町のほうから、ここは4,000万円で、極端な場合お金が入ってきとつとですよ。その1割ぐらい地元の道路整備をして、地元がよかったと、そういう方向性というのは町長の頭の中に全くないんですか。地域があつてこそ、温泉施設でしょう。ですよ。

だから、極端な言い方すると、もう私は先ほど、後で言いますけれども、塚原・長谷川線をこの際、二重投資にならないように、道路整備をしてくださいということは、例のとおり「考えておりません」という、これはわかっていましたけれども、そういうことしかないわけで、私は町長にもっと積極的に基山町の町民の安全安心のために、地元から言われなければなくちゃいけないけど、道路管理者として必要なのは、極端な言い方すると、でけんちゅうたっちゃ、極端な言い方すると、土地収用法でもかけてでも道路安全上されるというふうな考えを、ここは「無償譲渡」と書いてありますけれども、私はこの辺でその地権者の方とも会いましたけれども、いろんな方法があるようですので、これまた後でもあれですけども、十分に来年の7月ぐらいになるまででも、これはぜひ改良してもらわんと。

町長、見てあるように、その写真を見て、町長、感想どうですか。こういう町道があるんですよ。道路の真ん中に擁壁がある。上がととですよ。そこを高校生が通学しよつとですよ。ぜひ、町長、これはもうお願いをしておきます。

時間がありますけど、何か、課長、ありましたら。ないですね。何か、そいじゃでけんということがありましたら、早めに言っってください。はい。

そういうことで、私たちも、地元も大変期待しているので、もう歩いてあそこ温泉施設に行かるんたと喜んでおりますけれども、おりますからこそ、ここの道を歩いて行かんばいかんとです、うちあたりと言うたらいかんけどですね。長谷川とか金丸1区の人たちは、特に木村課長あたりはあそこを歩いて行くと思うんですよ。ああいう面も置いて、ぜひお願いしたいと。恐らく、町長なり執行部の方は、私はこう想像すると、三ヶ敷の人たちはあそこは行かでなね。弥生が丘を回って、こう行けばいいんじゃないかというふうな考えが町長あたりにあるんじゃないかと、担当課でも知りませんが、どうせあそこは通らんでちゃ、今の新しいアマゾンの前を歩いてあそこに行けばあるばいと。ここは整備したっちゃ、何人通っちゃろかなと。

担当課長はあそこ現場見られたことありますか。感想はどうですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ここに書いてありますとおり、整備する方向で検討いたしますということですので、現状を見まして、当然町の責任……ただ、議員言われましたとおり、幅員が狭いわけですね。1.

7メートルから3メートルほどです。しかし、そのところに町費を投入するとするならば、当然ある程度の幅員というものが必要であろうと思っておりますので、そこらあたりの協力といいますかね、それをどうしてもお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そこなんです。先ほどの地域担当職員と一緒になんです、制度と。地元から要望を上げて、はっきりと言え、地元はどういうふうな整備の仕方とかノウハウは持ってないんですよ。私は、道路管理者である担当課長が、こういうふうな幅員をして、何メートルかかりますから、用地については無償譲渡をお願いしますというのを、自治会長である区長なり行政組合長なりに、こういうふうな整備を町として考えておりますから、ひとつ地権者の方にご了承を、そういうのを待つとって、上がってくるまでほったらかすかの、地域担当職員制度と全く同じような考えを私は持っておりますけれども、町長は、それで今後も町道の大きな道路も全然今後しないと。しかし、私は生活関連施設、安全安心のためには町道の修繕、これは積極的にしていくべきだと。

昼から何かほかの議員さんもあるようでございますから、そういうスタンスを、要望がなかならばのスタンスではなくて、積極的に町道管理者としての生活関連道路の整備について、はっきり言って、私は一つ基本整備計画を持ってほしいんですけれども、それはまだないようですから。基本的に、町長、どう思われるんですか。この問題も含めて、今後の町道のそういう生活関連施設は、地元から要望がないと町として動かないというふうな理解でいいですか。基本的な町長の御意見をお願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

いや、私も決して、それはもう要望がなければもう全てやらないという考えではございません。当然、ここは危険だということであれば、町のほうから積極的にやるというケースもあるかというふうには思っております。

ここに関しましては、今ちょうど工事中でございますから、その状況も見ながら、事業者との協議、この部分に関しては事業者と余り関係ないのかもわかりませんが、その

手前のほうのいろいろな問題、これはやはり事業者とも協議をしていきたいというふうに、その状況を見てまた検討するという意味合いのこの書き方でございますので、よろしくお願い致します。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

この書き方を見ると、もうしないということがはっきり見てとれるような書き方、もうちょっと書き方が、答弁の仕方があるのではないかと思いますけれども、それはそれで、町長のスタンスは担当課長もお聞きになったと思います。だから、私は、基本的な基山町の生活関連施設の生活に密着した施設の整備計画というのを、第一番手に持つておくべきと思うんですよ。極端な場合は点数化して、要緊急度からしていくとか、年次計画的にとか、はっきり言って、4,000万円足らんとを4,000万円で売っているんですよ。それだけ、それは何か基金から繰上償還に回っているかどうか知りませんが、やはり地元のほうの道路整備なりにしていかないと、地元は、車は来るわ、人間は、自転車は通って来たわと、何も恩恵なくて、道路もそのままと。ただ黙っておけと。もう耐えるだけと。極端な言い方しますとですね。私は、町長の積極的な施策、もう大きな道路は全くつくらないでしょうから、やはりそういう道路行政、これもぜひお願いをいたしておきます。

最後ですけれども、これに関連ですけれども、これについて防犯灯が全然あそこはないとですね。子供さんあたりがあそこを自転車で飛ばしたりして、雨の降った後あたりはもうほとんど通れないような水が洗ってありますから、ぜひ今後、歩く方も出てくるんですよ。だから、来年のそこの開通までにも、ぜひこの防犯灯なり環境、そこさ、酔っぱらった者があそこに下ってくるかもわからんし、いろんな面があるから、ぜひこの辺の防犯灯、安全対策、これについて、私はぜひ前向きに、待つ態勢ではなくて、道路管理者として計画的な整備計画をつくっていただくのは大事ですけれども、私はとりあえず基山町内においてもそのような悪いところはないというふうな認識でありますので、十分要望をお願いして、来年の7月の温泉施設が完了したときは、あそこに町長が落成式に行かれるときは、こっちから歩いて、立派なやつが通ったということをお願いをいたしまして、時間が来ましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

次に、久保山義明議員の一般質問を行います。久保山義明議員。

○2番（久保山義明君）（登壇）

皆さん、おはようございます。2番議員の久保山義明でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、3項目質問をさせていただきます。

その前にまず、本日も平日の午前中にかかわらず、町内外から傍聴にお越しいただき、心より感謝申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきますけれども、まず、この夏、7月11日から14日にかけて、今までに経験したことのない大雨という表現が初めて使われ、猛烈な雨量が観測された豪雨は「平成24年7月九州北部豪雨」と命名されました。死者29名、行方不明者3名を初め、多くの方が被災されました。犠牲に遭われた方々に心より哀悼の意を表します。

今回の大雨は、特に熊本県阿蘇地方、福岡県黒木地方に集中したわけですが、これは地形的なものはあるにせよ、いつこの基山町で発生してもおかしくないような状況であり、さらに、今後その可能性は高まると思われます。

そこで、まずお尋ねいたします。

1項目め、九州北部豪雨を受けて。

(1)災害対策本部の設置についてお尋ねいたします。

ア、設置基準及び人員配置について御説明ください。

イ、町民への情報提供の手法についてお示しください。

ウ、土砂災害警戒区域は町内何カ所を指定しているのか、お示しください。

(2)緊急告知・防災ラジオを基本としたコミュニティFMの設置の必要性について、町長の所感をお示しください。

(3)機能別消防団についてお尋ねいたします。

ア、現在、県内市町において設置自治体の数をお示しください。

イ、その主な役割とは何かをお尋ねいたします。

次に、2項目め、町長の政治姿勢について。

過去3年間、公費を使った先進地視察の場所と目的をお示してください。

最後に、3項目め、これは教育長にお尋ねいたします。

国の特別指定史跡である基肆城は、福岡県の水城塀の翌年、大野城とともに天智4年、665年に築城され、日本最古の朝鮮式山城として、先人たちが残した壮大なロマンは、私たち町民のシンボリック的な遺産であります。

そこで、基肆城1350年祭についてお尋ねいたします。

まず、(1)1350年祭の概要をお示してください。

次に、さきの福岡県議会6月議会において、一般質問の中で世界遺産登録に向けての質問がありましたが、そのことを受けて質問いたします。

(2)世界遺産登録に向けての動きに対し、基山町としてどのような働きかけを行うのか、お示してください。

以上で1回目の質問を終了いたします。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

久保山義明議員の御質問にお答えを申し上げます。

3項目にわたっておりますけれども、1項目、2項目を答えます。

まず、1項目めの九州北部豪雨を受けてということ、(1)の災害対策本部の設置、アの設置基準、人員配置について説明せよということでございます。

設置基準といたしましては、1. 気象業務法に基づく注意報または警報が発表され、町長がその必要性を認めたときと。

2番目に、異常な気象現象、または大規模な災害の発生を伴う火事、爆発、その他人為的原因による災害が発生し、町長がその必要性を認めたときと。

それから、3番目に、震度4以上の地震が発生し、町長がその必要性を認めたときというふうになっております。

それから、人員配置でございますけれども、第一配備は14名、第二配備が37名、第三配備が129名でございます。

それから、イの町民への情報提供の手法について示せということです。

防災行政無線、広報車、消防車、エリアメール、町ホームページ、テレビ、ラジオ等がございす。

ウの土砂災害警戒区域は町内何カ所を指定しているのかということです。

基山町では、現在、土砂災害警戒区域の指定はありません。県では、指定に向けた調査を平成22年度、平成23年度で実施し、平成24年度から平成26年度までに指定する予定でございす。

(2)の緊急告知・防災ラジオを基本にしたコミュニティFMの設置の必要性についてということです。

現在、防災行政無線が屋外スピーカーを利用しているため、台風や大雨のとき聞き取りにくくなっています。これについては何らかの対策をとる必要があると考えております。

(3)機能別消防団について、アの現在、県内市町において設置自治体の数を示せということです。

佐賀市、唐津市、武雄市、多久市、嬉野市、大町町の5市1町でございす。

イ、その主な役割とは何かということです。

能力や事情に応じて、特定の災害種別にのみ消防団活動を補充する消防団員のことでございす。

それから、2項目めの町長の政治姿勢についてということで、(1)過去3年間、公費を使った先進地視察の場所と目的を示せということでございす。

そういうお尋ねでございましたので、この3年ほどをちょっと調べてまいりました。

平成22年におきましては、9月に25、26日と「全国小さくても輝く自治体フォーラム」、これは千葉県酒々井町に行っております。それから、10月7日には「自立町村ネットワーク」ということで、これは福岡でございましたので、福岡市に行っております。10月14日、「行政事務近代化ブロック研究会」、これは株式会社ぎょうせいが毎年やっておるわけでございますけれども、これも福岡でございましたので行ってまいっております。

それから、23年でございすが、5月12日から14日にかけて「地方自治経営学会」の第50回研究大会ということで、これは東京に行ってまいりました。7月7、8、9日と「自治体トップマネジメントセミナー」ということで、これも東京でございましたので行ってまいりす。

それから、24年でございますけれども、24年2月2日に「スマートウェルネスシティ勉強会」というのがございました。これは九州経済産業局が催されたもので、これも福岡でございましたから、福岡、香椎のほうに行っております。それから、5月16、17、18日と、これも「地方自治経営学会」の第52回研究大会ということで、これも福岡でございました。ここに行っております。それから、8月16、17、18日でございますけれども、北海道の奈井江町に行っていました。これは合併に関する情報提供というのをいかにやるべきかというようなこと、そういうことの勉強のために行っていました。それから、8月22日、これはもう私、全くの個人でございますけれども、佐賀に行ったその足で小城の図書館、小城のもとの図書館とそれから三日月のドゥイングですか、あそこに行っております。

大体、それこそそういうところで見聞きをしてきたということでございます。特に、視察でというわけではございません。やはりセミナーが多いということ、したがって、事項ごとの研修というよりも、地方自治運営全般がどうあるべきかと、そしてまたトップとしての心得、意識の向上を自分自身図るために、主に行ったということでございます。

私からは以上でございます。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

久保山議員の御質問3項目めの、基肄城築城1350年祭に向けてについてお答えをいたします。

1番目の1350年祭の概要を示せというお尋ねでございますが、今年度5月に開催された水城跡整備事業推進協議会で、歴史的につながりを持つ水城、大野城、基肄城について、水城跡が平成26年度に、大野城、基肄城が平成27年度におのおの築城1350年という節目の年を迎えることから、これらの所在する自治体で連携した事業を行うという目的で、実行委員会の立ち上げが決定されました。

これを受けて、6月初旬に、大野城市長と太宰府市長が関係自治体である本町並びに春日市、宇美町、筑紫野市を訪問し、趣旨説明と参加への呼びかけが行われ、本町は実行委員会の参加意志を伝え、8月に大野城市で開催された実行委員会設立準備会議に担当者——これは教育学習課と企画政策課から出席しておりますが——が出席したところでございます。

実行委員会の名称は「水城・大野城・基肄城1350年事業実行委員会」で、平成24年は大野

城市、平成25年度、26年は太宰府市、平成27年は大野城市に事務局を設置し、事務局所在の市長が実行委員会の会長をするようになっていきます。

事業の内容については、今後、関係市町の担当者により作業部会を組織し、事業計画を検討の上、実行委員会に諮ることになっておりますので、まだ詳細は決定をしておりません。

2番目の世界遺産登録に向けての動きに対し、基山町としてどのように働きかけを行うのかということですが、これは議員から御説明のありましたように、6月の福岡県議会で、このような世界遺産登録に向けての一般質問がなされておったようです。

福岡県において、太宰府政庁跡、水城跡、大野城跡の世界遺産登録の話があるようですが、福岡県としては、関係市町での登録に向けた機運の盛り上がりや、諸取り組みなどを見ながら対応されるということでございます。

本町でも、所在する特別史跡基肆城跡も、県という枠組みは異なるものの、太宰府政庁跡を中心とした一連の史跡群を構成する主要史跡として一体的に考えていくべきものと思いますので、今後そのような動きがあれば、福岡県や関係市町の動向を見ながらの対応になると思います。

以上で、お答えいたします。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

それでは、2回目以降の質問は一問一答でさせていただきます。

まず、確認ですけれども、今回の7月11日から14日にかけて、基山町の場合、このいただいたまちづくり推進課から出された資料、雨量計による公式データは1時間当たり53ミリが最大雨量となっておりますが、私が問い合わせをさせていただいたときには、64ミリという報告を受けています。本会議の町政報告でも64ミリという報告がなされましたけれども、この差異はどこから生まれたのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

うちのほうの役場内に雨量計があります。その中で県に報告する場合は、1時間単位の報告は0時から0時、例えば7時から8時までの報告を行っております。その中で、今回は詳

細に出した分につきましては、基山町の分につきましては14日の4時31分から5時31分が計測の最大値となっておりますので、64ミリを議会のほうには報告をさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、この64ミリという数字をどのように受けとめられていますでしょうか。今回、最も被害の大きかった阿蘇乙姫で108ミリという数字が出されております。過去の雨量や経験も踏まえて、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

64ミリというのは、もう大体道路とか側溝の設計もあふれるぐらいの雨量の数量になります。しかし、それはもう状況によりまして、基山の場合は特に山間部でもあって、1時間の集中雨量の中の64ミリという数字ですので、それはもう相当に降っているという計測になりますけれども、御存じのとおり、基山は急傾斜地的な河川になっております。河川のほうはかなり整備をされて、転倒堰等が整備されておりますので、例えば10分から15分ぐらいがもう少量の雨量で小康状態になった場合には、かなりの排水ができるというような状況になっております。こういう事例は過去にも、河川の氾濫等があるぐらいの雨量というふうに認識はいたしております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今回の場合、7月13日の12時51分に災害対策本部を立ち上げられたということでしたけれども、災害対策本部の規定には、先ほどの答弁のような震度4以上といった具体的な数値というのが、人員配置についても載っていないんですよね。この設置基準は、明確な数値というよりも、町長の判断に委ねるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

地域防災計画の中にはそういう文言で書いておりますし、対策本部設置要綱の中で、今の
ような表現をいたしております。

ということは、まず、気象庁のほうから注意報、それから警報が発令されます。しかし、
それは今後雨、気象が異常な状況になりますよという通知ですので、基山町に対してどうい
うような状況になるかわからないということで、警戒態勢には入らせていただきますが、そ
こに大きい災害を伴うような雨量が発生してくる場合は、もう町長のほうが判断をして対策
本部を設置するような形になっております。地震の場合は、もう地震がテレビ等で報道され
て震度幾つになった時点で、職員のほうはそういう態勢をとるような形になっております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ということは、今回の場合は、お昼だったからそうなんでしょうけれども、通常、例えば
夜中とか勤務外のときに招集をかけられるのはどなたですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、注意報が流れますと、職員が勤務していないときは、時間外の場合は、うちは警備
員がおりますので、警備員のほうでその情報を収集してもらおうと。それから、今度警報に変
わりますと、役場の担当職員、総務課のほうでしておりますけれども、私、係長、担当が連
絡を受けて警戒態勢に入ります。その状況を、パソコン等で今は5分おきとか1時間おきに
雨量の状況等が出されますので、それを見て今後どういう状況になるかということで、これ
はもう相当数の雨が降るということであれば、町長のほうに連絡をいたしまして、対策本部
の設置を仰ぐようにいたしております。その中で、夜間であれば、課長職員の中にはもうメ
ールを配信して、待機するなり出動をしてもらおうような連絡体制をとって招集をかけます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

わかりました。

この基山町防災会議の会長はどなたでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

基山町長になっております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

防災会議運営の要綱の第3条(1)の会長の専決職務に、災害対策本部の設置に際して町長に具申することとありますけれども、これは町長が町長にということなんですかね。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

そういう形になります。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、この災害対策本部と通常業務との明確な違いというのは何なんでしょうか。つまり、何のために災害対策本部を立ち上げるのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

警戒警報等が出た場合に、水防、基山の場合は水防がもうほとんどになると思います。それから、先ほど一番初めに回答申し上げたように、爆発とか人的災害等が発生すれば、その件案で立ち上げることになると思いますけれども、そこは現段階で一番多いのは水防が多くなります。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

その明確な、要するに、業務の明確な違いというのをお聞きしているんですね。ですから、通常の業務を差しおいてでも、災害対策本部が優先されるということによろしいですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これは災害対策本部設置要綱……災害対策本部規定の中、それから要綱等でもうたっておりますけれども、災害が優先するようになっております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今回のこの被害報告やデータあたり、全協のときにも出されましたけれども、これはなぜ対策本部として一体的に出されなくて、各課ごとに出されたのか。これをお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

対策本部ではまず業務の確認を、対策本部を立ち上げた時点でどういう状況になっているかというのをまず報告しまして、その状況によって招集をかけております。まず一番はやはり土木対策、それから、班として8班あります。対策班が8班ありますので、当然、総務対策班については招集がかかっております。それで、状況によりましては土木対策班、それから農林対策班、そういうところが一番招集をかけます。今回の場合も事前避難を要請しておりますので、避難者がいる場合、その対応が必要な場合は避難所対策班等の招集もかけて、場所の確保とかその手当を行うようにいたしております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、今回、特に雨量が激しかった、7月13日の午前5時ぐらいですよ、一番雨量が大きかったこの時に、この役場の代表電話番号92-2011に住民の方が問い合わせとか被害報告をされた場合に、これはどこにつながるんですか。2011の場合は。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

通常は、警備のほうにつながるようになっておりますけれども、この日の場合は、役場の総務課に直接つながるような対応をとっておりました。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

そうですね。住民の方から、このことについて随分問い合わせを受けたんですよね。要するに、回された。一刻も早く報告をしなきゃいけないのに、回されたということだったので、私は警備のほうにかかったのかなと思ったんですけれども。そういうふうに役場の対応について、随分今回いろいろとお聞きしました。

次の町民の情報提供にもちょっとかかることなんですけれども、私たちは、職員の皆さんが災害対策本部を立ち上げられて、各土砂の崩落現場とか水位警戒の対応に追われているということはある程度把握しているんですけれども、その動きというのが町民の方に全く伝わっていないんですよね。それで、結果、役場は何をやっているんだと、なぜ何も情報を伝えんのだという、私もたくさんのお叱りを受けました。このように住民不安の解消にどのように対処されたのか、お聞かせください。住民の不安を解消するためにです。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、前日の12時51分に災害対策本部を設置しておりますので、それから、作業としましては、現在うちが把握しております土砂等の警戒件数は18件把握をいたしております。これは今までの前例とか、そういう消防団、地区からの報告があっている箇所について、まず自主避難をお願いしたいということで、18件の世帯に対して自主避難を勧めております。その結果、2世帯の3名が避難をされております。

あとは、その状況等を把握しながら、本来であれば形としては、まず警報があった段階の状況で、その後どういう状況になるかということで、防災行政無線を使いますけれども、その防災行政無線につきましては、基山の場合は深夜、それから早朝にかけて、そういう避難指示というのが、ではなくて、そういう情報を今回は行っておりません。そういうところが

一番住民の方が心配されとったところがあると思いますけれども、それについては、うちのほうでもある程度判断をして、現在、そういう外に出たがいか出ないほうがいかというところの判断もありますので、行っております。

それと、あとは消防団のほうに連絡をとりまして、うちで把握しましたうち電話等がかかってまいりますので、それを時系列に書いていった中で消防団の動員をお願いいたしまして、現場の把握、それから現場の対応等を行っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今、その消防団の話でちょっと思いましたけれども、私も実松川と秋光川の合流地点、それと高原川と関屋川の合流地点、ここに早朝から消防団の皆さんが土のう積みなどで追われている姿というのを拝見させていただきましたけれども、見ていて、私も消防団員だったんですけれども、見ていて何かぞっとしたということがありました。ほとんどの団員が、早朝だったためかもしれませんけれども、私服で来ているんですね。その横を濁流が流れているわけですよ。誰もライフジャケットを装着していないんですね。これは各団へライフジャケットの支給とかというのは現在あるんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

現在、ライフジャケットの配付は行っておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

火災の際に耐火服があるように、これからのことも想定すると、ライフジャケットの装備は必需品だというふうを感じるんですけれども、これについていかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

その辺、うちのほうも、消防委員会の意見等も部長の意見も聞いて、対応は行っていき

いと思います。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ぜひ早急に対応していただきたいと思います。

ちょっと予想以上に時間をとってしまったので、次に移りますけれども、伊の情報提供についてお尋ねします。

先ほど64ミリの雨量が、側溝があふれるぐらいの雨量という答弁でした。今回、先ほどの答弁にありました防災無線、広報車、消防車、エリアメール、町ホームページ、テレビ、ラジオ、情報提供として使用された媒体はどれでしょうか、町民に対して。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今回、町のホームページを、事後報告というような経緯のほうで報告をさせていただいております。以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

事後報告ですよ。それも、わずか2日間で削除されました。この意味も、ちょっと私、わからないんですけれども、要するに、先ほど町民への情報提供について、これだけのことを言われていながら、基山町独自としてはどれもやられていないわけです。先ほども言いましたように、住民の不安というのはもうはかり知れないわけです。執行部の皆さんは、恐らく現場で逐一情報が入ってくるでしょうから、その実感というのはないんでしょうけれども。事後報告に終わって、それも2日間で削除してしまう。これはなぜでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、町のホームページで災害状況を知らせるということは、現在までは行ってはおりませんでしたけれども、その対応にまず情報を流すということを今回も行っております。

ただ、災害の時間帯、対策本部設置のときは、どうしてもその対応に追われない、現場確認して、その対応はもう即現場に連絡しながらやっていくということで、この場合はどうしても事後報告の形になります。2日間の期間につきましては、今後も検討しなければならないと思いますが、対策本部を解散して1日ということで、今回は除外をさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今の答弁を聞いていますと、何だか、その対応に追われて人が全く足りなかったから、住民への情報の提供をしなかったというふうにしか聞こえてきません。ということになると、この人員配備そのものが間違っていたのではないかと。町長が本来第一配備で14名で足りないと思えば、すぐ第二配備をかけて、第三配備までしなきゃいけないと。それは当然住民への情報提供も含めた上で配備をしなきゃいけなかったのではないのでしょうか。町長、どうですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

もう災害の最中にホームページで流すと、そういうことも、それは不安解消ということで必要かもわかりませんが、とにかくもう逐次テレビあるいはラジオ等で報道が流れておるわけですから、むしろそっちのほうが早くもあるし、的確というのはいかがと思いますけれども、そういうことがあろうかというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

この件は、後のところでもまた聞きます。

次のウですね。土砂災害警戒区域というのは、今、基山町独自には指定をしないということなんでしょうか。県が把握して町と連携するということによろしいんですか。町独自としては、これは指定はしないということですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これは現在、県の事業のほうで推進されております。町では行っておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

町では行ってないということですがけれども、県が指定される場合に、現在、土石流警戒区域というのが何カ所かありますけれども、そこがまず指定を受ける可能性というのが高いという認識でよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

そのとおりでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今回、ちょっと災害がありながら、失礼な言い方かもしれませんが、ある意味いい機会になったと思っています。特に、今後そういう警戒区域が指定されるような地域の自治会そういうものは、先ほど鳥飼議員からの質問にもありましたように、ぜひまちづくり計画策定団体になっていただいて、自治会みずから担当職員とともにハザードマップの作成など推進されてはいかがかかと。

ただ問題なのは、6区のように丸林地区のハザードマップと白坂下の関屋川、高原川の合流地点のハザードマップというのは全く違う。だから、これを一つで考えられないということで、どうでしょう。先ほどハザードマップを作成していきたいとかという話もありますけれども、担当課長、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

そういうハザードマップ関係も、そういうのをつくったほうがいいですよということは当

然各区长さんにはやっていきますけれども、つくり方につきましては各区のほうで判断されると思いますので、それはちょっと、うちのほうは、参考でこういうことはありますよということは情報収集して提供できるかと思っておりますけれども、実際にどうつくられるかは区のほうで判断されると思います。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

よろしく申し上げます。

では、次の(2)コミュニティFMの設置についてお伺いします。

この項目は今回の一般質問の中で最も投資的要素の高い項目であります。現在、佐賀県内では、唐津市のFMからつ、佐賀市のえびすFMがありますけれども、武雄市もさきの6月議会において、私も友好のある議員が一般質問でされました。市長みずからその必要性を強く訴えられました。

この周辺自治体では久留米市が、2009年7月21日、山口県の防府市特別養護老人ホームがあの大雨で流されたときに、高齢者の方が7人犠牲になられましたけれども、それを受けて九州初となる緊急告知FMラジオの運用を開始されました。私も先日、担当の防災対策室からいろいろとお話をお伺いしましたけれども、今回の九州北部豪雨の際にも12件の避難勧告が久留米市は出ています。緊急告知ラジオをどのように活用されたかお聞きしたところ、非常にやはり有効な活用手段であったというふうなことでした。

また、八女市ではことしの6月からFM八女を運用開始され、全戸配布です、これは2万4,000戸全戸配布です。これを進められている途中で今回の被害に遭われました。

先ほど言った佐賀のえびすFMでは、いち早く登録されているリポーターの方に電話をして、「現在、私がここにいます」と、「この地域はもう冠水で通行止めです」と、「ですから、ここから先は絶対来ないでください」ということを、電話でいち早くレポートもされておりました。

今回、私の質問に対してコミュニティFMの設置については全く触れられておりません。町長、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

お尋ねのそのコミュニティFMでございますけれども、これについては、これを、じゃ、基山町でということまでは考え至っておりません。ただ、いわゆる防災行政無線、これが非常に聞きづらいと、聞こえにくいというようなことでございますので、むしろこれに対応する専用のラジオ、放送が受信できるような、そういうラジオも考えていかなきゃいかんというふうには思っております。いろいろ、幾つか全国に例もあるようでございますので、そういうところも、私も非常に注意して、i J AMPとか何とかで見たやつをファイルしたりもしておりますけれども、そういうことをやはり考えていきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今会議の最初に、代表監査委員のほうから意見が出されました。投資的資金が随分減っていると。私は、こういう住民の安全安心を守るものにこそ投資すべきではないかと。町長のごとしの2月の選挙のリーフレットには、実は安全安心について何も触れられていません。一番首長として最も大切にしなければいけないことが触れられていないということに、私はちょっとがっかりしたことを今思い出しましたけれども、八女市のコミュニティFMについて、私もちょっと調べさせていただいて、実は一般質問の答弁に、八女の市長が次のように答弁されています。私が訴えたいことをすごく簡潔にまとめて答弁されていますので、ちょっとお聞きください。

コミュニティFM放送は、市民の安全を確保するための災害時等における緊急告知放送や地域振興、産業活性化、福祉増進などの行政や各種団体からのお知らせ、また身近な町の話題などの放送を行えます。この放送は御家庭のFMラジオやFMカーラジオで聞くことができ、専用の緊急告知ラジオでは、電源がオフになっていてもコミュニティFMから発信する特殊な信号を受信して自動的に電源がオンとなり、緊急放送を即時に聞くことができます。御質問の地域づくりの実践や高齢化していく現状において、自助、共助をさらに推進していくための方策とコミュニティFM放送との関連でございますが、コミュニティFM放送は地域密着、市民参加という特徴を持っており、この特徴を生かし、誰もが自分の地域の身近な情報を発信することができます。また、聞き手側もほかの地域のことを容易に知ることができるため、八女市としての一体感を生みやすくなり、地域の振興や地域産業

の活性化など、市のまちづくりとして魅力あるコミュニティ形成に大いに貢献できるものと考えているところでございます。また、高齢化が進行している現状においては、インターネットや電子メールなど高機能の情報通信よりも、高齢者にとって聞くだけで手軽に情報入手ができ、さらに即時伝達にすぐれた手段ではないかと考えており、この取り組みを進めているところでございます。

つまり、今、基山町が失いかけている活力、市民参加、情報提供の貧弱さ、これらを解決する上でも、また防災行政無線がいざというときに役に立たないという可能性を認めていらっしゃると思います。真剣に検討してみる価値について、町長、もう一度お伺いします。どのように考えられますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

この防災行政無線、これは基山町、佐賀県でも2番目か3番目か、初めてだったんですかね、早かったと、先駆けたというふうには私は思っております。せっかくそういうことでございますから、これはやはり聞こえにくいとか何とかじゃなくて、もっと浸透させるようなそういうことがやはりこれから私も必要だというふうには考えておりますので、先ほど言いましたように、それを本当に各ラジオ、緊急ラジオというような形で、そう高額なものではないと私も何かで見ましたけれども、それをこれからやはり進めるべきだというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ということは、防災行政無線と連動したラジオというふうにお考えなんですね。いわゆるコミュニティFMがもう一つ側面的に持っている、その市民参加とかいわゆる市民のお知らせとか行政のお知らせとかということは、現在のところ考えていないということでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

申しわけございませんけれども、まだ今のところ、そこまでの考えには至っておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

防災行政無線も佐賀県で初めて取り入れられて、いわゆるMCAというやつですかね、いわば相当な費用をかけるわけです。今回の、もし防災行政無線と連携したラジオということも考えてあるならば、さらに、その課題を解決するためだけの手当ではなくて、投資的なものでぜひ考えていただきたいと。これをするによってどういう効果が生まれるかということをもまず先に考えて、動いていただきたいというふうに考えます。

次の(3)機能別消防団についてお聞きします。

率直にお聞きします。この機能別消防団、基山町消防団にとって、これからの必要性も含めどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

消防団の現状とそれから問題点を考えれば、これはなるべく活用はしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

3年前、先輩議員が同じような質問をされました。そのときでは、「現段階では考えておりません」という答弁でした。つまり、随分とこの3年間で消防団に対する認識、また現状というのが変わってきたなという、今の答弁を聞いて感じたわけですがけれども、私も総務省の分とかいろいろ機能別消防団について引っ張り出してきましたけれども、基本的にOBを活用した機能別消防団というのが非常に多いように見受けます。その中で、基山町というのは、実は私もそうでしたけれども、おおむね35歳で退団をいたします。若いからこそできること、厳しい訓練やハードな消火作業もこなしてこられたとっておりますけれども、ここから先は私が余り言うとなんなんですけれども、もちろん消防本部や消防委員会、各区の関係者の方々と十分に検討されるべきとは思いますがけれども、現在のところ、この長野県伊那

市機能別分団というのがあります。OB分団というのがありますけれども、こういうのを考えていらっしゃるのか。それぞれ所属されていたOBの方が分団の補佐的な役割として入られることをお考えなのか。わかる範囲でお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

現在はまだ白紙の状態です。ただうちのほうでも調査して前回の消防委員会でも話しておるのは、多分OBの災害時の支援体制というような形になろうかと思いますが、基山町の場合は、先ほど言われましたように年齢的に35歳という若い形となっております。この消防団との関連も、年齢のところを検討しながらまずは団員確保に努めて、そことあわせた形で今回の機能別消防団も検討していかなければならないと思っておりますので、今のところ、私たちのほうの考えではOBというような形で災害時の支援ということを考えております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

わかりました。それと、これは私も総務省の資料を見ていて、基山町はやはり被雇用者、いわゆるサラリーマンの方が圧倒的に多いわけですね、消防団員の組織概要を見ていますと。ということは、昼間の消火作業が当然抑制されるというか、極端に団員が少なくなるというふうに思われますけれども、それで、OBの機能別消防団を検討されるということも言われましたけれども、これも機能別消防団の一種なんですけれども、勤務地消防団というのもございます。つまり基山町に勤務されている方を対象にした認可する制度ですけれども、このような事案も検討に値するというふうにお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

その事案につきましては、消防委員会のほうでも案として上がっております。企業のほうからどれだけの協力ができるかということが重要なポイントとなります。これは企業長あたりの理解も含めてですので、その辺もあわせて研究は行っていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

わかりました。ありがとうございます。先ほども言いましたように、3年前とはもう随分と違う答弁の内容ですけれども、恐らく一番の大きな違いというのが、全行政区が消防団加入地域になったというのが非常に大きいからかなというふうに私自身は思っています。このように消防団を取り巻く環境というのは年々やはり厳しくなっております。関係機関とよく協議をしていただいて検討していただきますようお願いをしながら、この質問を終了いたします。

では、次の質問に行きます。

町長の政治姿勢、先進地視察についてお伺いしますけれども、先ほどの答弁をお聞きすると、先進地視察というよりも、町長みずからの意思で行かれた箇所というのは、ことし8月に北海道奈井江町と、先ほど個人的にということでしたけれども、小城市の三日月図書館ぐらいのようですけれども、もっとももっと気になる自治体や参考にしたい自治体などというのはないのでしょうか、町長。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その辺のところがお尋ねかなというふうに私も思っていたんですけれども、現実としましては、どこにどういう目的でというようなことで、この3年間はさっき申し上げたくらいのところなんです。

その前に、私も先ほどお答えしながら思っていたのは、やはり私自身も気になるところ当然でございます。図書館ももう8年前にちょっとというふうなことでやったものですから、その前にもう既に筑後市、あの辺には私は図書館に行って、ああ、こんな、いわゆる最初から建てたんじゃなくて、こういうのを活用してこういう立派な図書館ができるんだなんていうようなことも見に行ったこともございます。

それから、本当に身に迫った問題としてやはりまちづくり、このあたりについては私もあちこち行っております。菊池市あるいは宗像市、それから先ほどちょっと思い出しておったんですけれども、天理市、これはいわゆるまちづくり条例というか、職員の考え方というか、そういうところをやはり何かで見てぜひ行きたいということで、天理とかその隣の町とか行

った覚えもございません。

それから、さっきは申しませんでしたけれども、吉野ヶ里の児童館、このあたりも私も特に前触れもなく行って、たまたま知った方でしたので、そこでしっかりお話も聞いたというようなこともございます。

それから、副町長廃止となると、小国町とかあるいは湯河原にも行きました。

そういうことで目的、私はこれだということの目的があれば、そういうことで参っております。ただ、何かあるだろうというふうな、そういう意味じゃないと思いますけれども、何かあるだろうというふうなことで行って、確かに基山町に合うこともあるかもわかりませんが、いや、それとちょっと事情が違うななんていうようなこともございます。そういうことで、ただしっかりした目的を持ってだったら、これからやはりもっともっと行くべきだろうというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

正直、私ももっと視察に、自分の意思で先進地をいろんなところを見て、いいところを吸収して町政に生かしてほしいというふうに考えます。それは町長みずからが考えられることですので、その先は申しませんが、一つ気になるのが、ことし8月16日から18日にかけて北海道奈井江町に行かれています。合併に関する情報提供視察ということですが、人口6,000人ぐらいの小さな町だと、私も北海道あちこち行っていますのである程度のところはわかりますけれども、しかも北海道という非常に特殊な環境ですよね、交付税あたり的问题も含めて。合併を今していない、しないところをなぜ選択されたのか、お聞かせください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それは、これも何か情報誌みたいなことで読んでおりましたけれども、8年前、9年前にいろいろやはりお考えになって、そして合併に至らなかったということ、それは別に私はいろいろのことが、条件もございましょうし考え方もございましょうけれども、しかし、それを徹底して情報を流された、町民の皆さんに、それがやはり非常にこれから先基山町に必要な

じゃないかというようなことで、その情報の流し方をやはりどう考えてどういう方法でされたのかという、それが私も実際に聞きたくて行ったということでございます。合併する、しないじゃございません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ただ、やはり聞いているとそういうふうに関こえちゃうんですよ。合併をしていない町が徹底的にどういう情報を流していったかというふうに言われるところを、わざわざ北海道のその町だけでしょ、行かれたのも、6,000人ぐらいの。何で、じゃ、大刀洗じゃいかんのやったのかというふうな感触なんですよ。だから、町長が動かれるということは、当然町民に対してメッセージを発するわけですよ。それが北海道の6,000人ぐらいの町で合併をしない。合併をしない町がどうやって徹底的に情報を流していったかということになると、私たちから見れば、「あっ、町長は、合併しないためにどうやって情報提供をするかということ聞かれに行ったんだな」というふうにはしか見られないわけですよ。

ですから、今回総務文教委員会でも、先ほど町長、筑後市の図書館と言われましたけれども、あれは正確には大木町の図書館だと思います。ええ、リノベーションされたのはですね。先日、総務文教委員会でも行かせていただきました。ただ私たちが議会として、いわゆるリノベーションした図書館だけを見に行ってしまうと、町民に対して、「あっ、議会は改築を前提に考えるんだ」というメッセージを発するおそれがあるというふうにお願いして、実はその隣にあるみやま市の図書館、立派な、瀬高町時代からの図書館ですけれども、新築された立派な図書館も見に行かせていただきました。

このように私たちが動く、特に町長が動く行動にはあらゆるメッセージが含まれていると思っています。特に、ここから先はもう執行権の問題になるので余り言いませんけれども、私たちがこの間議会アンケートをとらせていただきました。視察に対して想像以上の厳しいお声をいただいています。現議会になって全員が一人一人視察報告書を書いて、情報公開コーナーにも全員分公開をさせていただいています。それでもやはりそういう厳しいお声をいただいています。私たちが何を考えているのかというのは、当然町民の方には知っていただかなきゃいけないので出しているわけですけれども、これは町長もいっそのこと視察報告書というのを提出される御意志はございませんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その辺の問題も出てくるかなというような気もしないじゃなかったんですけども、確かにやはり行ったのは行ったなりの報告なり思いなりをオープンにするべきだと。それは私もある意味必要かなというふうに思います。

それから、私が行けばそれなりの何か思いあって行くのだらうと。そして、それに対して、ああじゃないだらう、こうじゃないだらうと、ああ、これで行ったんだと、わざわざ北海道まで合併しないあれをつくり、言いわけをつくりに行ったのかというような、そういう詮索もされるかもわかりませんが、本当に私は今度行ったのは、もう純粋な気持ちで情報をどう流したらいいのかと。この情報の流し方も本当に操作ができるというようなそういう危険性があるというふうな認識を持っておったものですから、それをそうじゃなかったんだというような勉強に行くつもりで参りました。

行って、確かに本当に、それは私もそれなりの思いはありましたよと、合併に対して。だけれども、それは決して町民の皆さん方には言っておりません。そして、それにかわって財政なり何なりすべてをオープンにして皆さんの判断を仰ぐというようなこと、そういうことも考えておりましたと。それから、住民投票あたりも聞いてまいりました。住民投票についてもいたしました。それで、「やはりそれは尊重ですか、それとも、もうそれはそれで決定というようなつもりだったんですか」というようなお尋ねもしましたら、「それはもう私は、やはり住民の皆さんがそうおっしゃるんだったら、それが決定だ」というふうに、これは議会とのいろいろがございましょうから、そういう腹づもりでしたというような、そういうふうな考え方というようなことも聞いてまいりました。したがって、要するに情報をいかに公平中立に、そして全てをオープンにするというような、その辺は十分に学んできたつもりでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

それはもう町長のいわゆる政治姿勢として確固たる信念を持って行かれたものと信じておりますので、それについてはここでやめておきます。

残り10分となりました。3項目め、基肄城築城1350年祭について概要を説明していただきましたけれども、詳細はいまだ決定していないとのことでした。

広域でやる意義というのは、非常に大切に感じています。これについて佐賀県に対してどのような働きかけをされるのか、されているのか。よろしければお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

現在、佐賀県に対しては、今お示ししたような1350年祭に向けての概要については、まだ働きかけはしておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今後される予定はございますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今後については、もう少し詳細がわかってから県のほうに、協力といいますか、いろんな支援についてもお話をしていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

町長が何か言いたそうですので、町長に。

○議長（後藤信八君）

ああ、ごめんなさい。小森町長。

○町長（小森純一君）

県への働きかけということでございましたので、若干、私が余り口出すことじゃないのかもわかりませんが、若干、私もそれを今までやってきたというようなことで申し上げたいと思います。

これは議会でも、どこかのところで申し上げただろうとは思いますが、市長、町

長と県の幹部とのいろいろ情報交換、話し合いという場で、私もここ2年ぐらいずっと基肄城の公園化というようなことをお願いをしてきました。最初の年は、「それは基肄城は大事だから考えなきゃいかんのかな」というような返事でしたが、ことしの5月ですか、その会するときにはもうちょっと「やはり県には県のルールがあります」というようなことをおっしゃいましたから、「あっ、これはやはりだめなのかな」というような感じを持って帰ってまいりました。そこにこの1350年祭、これはやはり、前からそう思ってたんですけども、ある程度広域的な考え方もやっていかなきゃ、基山町だけで幾らこう県にどうの国にどうのと言ったことでは進まないのかなということでございますので、これはしっかり私もほかと連携をとってやっていきたいというふうに、私自身は思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ぜひ、これはすごくいいきっかけになると思うんです。佐賀県も全く今は他人事です、この基肄城に関してですね。ぜひいいきっかけにするためにも、働きかけをお願いしたいなど。これはもう町長、教育長、どちらにもお願いしたいと思っています。

広域の実行委員会は実行委員会としてですけども、町独自でもやってみようというお気持ちはございますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

町独自の取り組みとしてはまだ考えておりませんが、できれば、山城サミットというのが現在、各市町で開催をしておりますが、去年は熊本県の菊池市、ことしは長崎県対馬でございしますが、それにあわせてもし立候補できれば、これは筑紫野市と、基肄城は筑紫野市と一緒にのものでありますので、協議をして、そのことについても考えているところはございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

実は私も同じようなことを思っていてまして、ぜひこの山城サミットを、これにあわせて基山でシンポジウムも含めて開催できないかと。それはやはりいいアピールの場所にもなりま

すし、当然マスメディアも集まるでしょうし、いいきっかけにこれもやっていただきたいと。

そして、つい先日、7日の日に、私、基山町商工会の青年部に招かれて、実はこの基肄城の1350年祭についてワークショップをさせていただきました。その際にメンバーから、現在特訓中であります創作劇「心つないで 基肄城に秘められた思い」というのが、こういうのに非常に興味があると言いまして、ぜひこれをイベントの中で1350本のたいまつをともして、基山の山頂でやってみたいとかという意見もありましたけれども、教育長、こういう意見に対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私は割とそういうことは……（「好きなんだね」と呼ぶ者あり）嫌いじゃありませんので。もし可能であれば、やっていければという気持ちはございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ありがとうございます。実は、この創作劇、私も言い出しっぺの一人でありますので、個人的にも全面的に応援していきたいと思っています。

最後の項目、時間がありませんが、突拍子もないことを言いましたけれども、実は、この福岡県議会の6月議会、残念なことに、大野城選出の議員さんだったんですけれども、太宰府政庁跡・大野城・水城塀の史跡を世界遺産登録としてという話でした。先ほど、教育長が答弁されたように、やはりこれは一連の史跡群なんですね。そこに基肄城が入っていないと完結しないわけです。これもぜひ佐賀県に言っていただきたいんですけれども、佐賀県は文化課というのがあるし、教育長部局の文化財課というのもあります。今、くらし環境本部に佐賀県世界遺産登録推進室というのもございます。こういうところに積極的に呼びかけていただきたいなというふうに思っていますけれども、現在、私がちょっと聞いたところ、もう九州山口の近代化産業遺産群、もうこのことで頭がいっぱいです。

ですから、つまりまず暫定リストに、今日本で12個ぐらいあると思うんですけれども、この暫定リストにどうやって入っていくかと。日本最古の山城なんですよね、基肄城は。僕は、基肄城一つでもそれぐらいの価値はあると思っていますけれども、いわゆる日本の国土防衛

をこの時代から守っていた、堂々と誇れるものなんです。これだけ今、領土、国土が侵されている中、この時代から既にこの私たちの町はこの国の本土を守っていたんですね。ですから、そういう気概も含めてお願いしたいと思っていますけれども、時間余りありませんけれども、その意気込みについて一言だけお願いします。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

世界遺産登録については、先ほど町長がおっしゃいましたように、県では、佐賀市内の幕末の遺跡であるとか名護屋城とかについては非常に熱心にやられておりますが、こちらのほうに向けてはなかなか目を向けていただけないと。その一つの原因には、私はやはり町民の意識がもっともっと気運を盛り上げて、こちらでもっとそういう土壌をつくって、それで県のほうにもまた働きかけなければいけないのかなど。その手始めに、やはり教育の場面で子供たちにしっかりそれを教えていくということを今考えておりますので、そのことについて考えていきたいと思えます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ぜひよろしくをお願いします。実は、その商工会のメンバーに基肄城について聞いても、ほとんどのメンバーが行ったことはあるけれども知らない。なぜ基肄城が特別指定史跡なのか。これも含めて、私たちもこれから考えていかなければいけないと思っています。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で久保山義明議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午後0時 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○8番（大山勝代君）（登壇）

皆さん、こんにちは。8番議員の大山勝代です。今回は3項目について、教育委員会と町執行部に回答をいただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

1項目めは、今、教育現場で大きな問題になっているいじめ対策についてです。

2項目めは、昨年9月議会でも、私が設置をお願いした学校の普通教室にエアコンをつけてほしいということです。

3項目めは、これまで何回も先輩議員、今のここにいらっしゃる議員の方、私も取り上げた循環バスの運行改善についてです。

ここに新聞切り抜きを持っています。厚いです。これはすべて一連の今回のいじめに関する記事です。皆さんも新聞報道などで御承知のように、昨年10月滋賀県大津市の中学2年生の男子生徒が、自宅マンションの14階から飛び降りて自殺しました。その父親は、いじめが原因だったとして学校と教育委員会に調査を要請しました。しかし、学校側は、「いじめはあったものの、自殺との因果関係は判断できない」と結論づけました。それに納得できない父親は、ことし2月、大津市といじめたと思われる3人の同級生とその両親に対して7,700万円の損害賠償を大津地裁に提訴しました。その後、テレビや新聞での報道が大きく、佐賀県でもいろいろな動きがあるようです。

翻って、2006年、6年前ですが、福岡県筑前町で、同じ中学2年生の森君、男子生徒がみずから命を絶ったときに、世間が大きな関心を寄せて、いじめ撲滅のための対策がとられて以来、また繰り返された今回の悲劇です。

そこで質問です。

(1)です。この大津市での痛ましいいじめ自殺事件は、特殊な事例でしょうか。それとも、どこの学校でも起こり得る事例と思われませんか。

(2)です。被害届が出されて警察の捜査が及ぶまで問題が大きくなった原因を、教育委員会としてどう考えられていますか。

(3)昨年6月に出された文部科学省の定期的なアンケートとはどのようなものでしょうか。

(4)いじめについての定義をどうとらえられていますか。

(5)文部科学省がいう「規範意識」の強化で、いじめ問題は解決に向かうと考えられていますか。

(6)基山町教育委員会として、不幸にしていじめが発生し被害者が出たとしたとき、現在、

早期発見、早期解決につなげる取り組みなりマニュアルなりがありますでしょうか。

以上、回答をお願いします。

2項目めは、基山3校の普通教室にエアコンをつけてほしいということです。

ことしの夏は観測以来3番目に暑かったそうです。つい先日、8月末のことですが、町民会館付近を中学生がたくさん歩いているところに出くわしました。そのうちの1人に聞いたところ、会館でテストを受けて、それが終わっての帰りだということでした。この暑さの中、子供たちが集中してテストに取り組めるために、学校も配慮されていることに感心しました。

昨年以降、佐賀県の幾つかの自治体でまたエアコン設置が実現しているようです。それに踏み切ったわけを学校関係者は、「熱中症対策と学習環境を整えるのが目的。子供を甘やかすことにならないかと思案、心配という声もあったが、精神論だけではどうにもならない」と言われています。そこで質問です。

(1)です。昨年9月の一般質問のとき、私は設置に向けて検討をお願いしていました。それ以降、どのような検討をなされたか、お伺いします。

(2)です。佐賀県でその後設置された自治体はどこでしょうか。

(3)基山町が設置するとしたとき、そのための予算ですが、試算をされているでしょうか、お尋ねします。

(4)一度に何十教室分もということにはならないとき、例えば受験を控えた中学3年生の教室からというように、段階的にでもつけることはできないでしょうか。

よろしく願いいたします。

大きな三つ目です。循環バスについてですが、隣のみやき町では、さきの6月議会で補正予算が可決しています。試行期間1台運行から、2台分のバス購入費690万円、その改造費510万円で合わせて1,200万円です。そして、10月からの本格運行だそうです。自治体が運行するバスとして、基山町は歴史的に先進的な役割を持っています。みやき町でそういうお話を聞きました。

今、利用されている町民の方は、生活の足として本当に感謝されています。しかし、まだたくさんの方が、もっと利便性のあるバスを運行してほしいと望まれているのも事実です。町長はそろそろ思い切って決断してもいい時期だと私は考えます。

(1)昨年12月に出された基山町循環バス検討委員会の答申の後の改善について説明してください。

(2) 地域公共交通会議の参加の概要を説明してください。

(3) 基山が運行している以前からの福祉目的の循環バスは、今の町民の多様なニーズには合わなくなっていると思います。バス会社が採算的な理由から地域の足である路線バスを軒並み撤退した中、どこの自治体もコミュニティバスを走らせるようになりました。基山も循環バスではなく、コミュニティバスとしての転換を求めますが、いかがでしょうか。

最後の(4)です。今はそれぞれの三つの路線が週に2回回っています。思い切って、今の路線ルートを変更して、2台運行にはなりませんか。週に三、四回、もしくは平日なら毎日バスが来るということにはなりませんでしょうか。その検討はなされていますか。庁内の検討の中身を教えてください。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

大山勝代議員の御質問に答えを申し上げます。

3項目ございますけれども、私は3項目めの循環バスからコミュニティバスへということに対してお答えを申し上げます。

(1) 昨年12月に出された基山町循環バス検討委員会の答申の後の改善策を示せということです。

報告書にありました、まず1番目の児童送迎の運行系統からの分離につきましては、利用者が少ない下校時の運行をバス系統から分離し、利用数がある場合のみ小型車両での運行とし、かわりに循環バスを1便増便いたしました。

2番目でございます、運賃、いわゆる料金有料化の検討につきましては、平成24年度中に地域公共交通会議を開催し、審議する予定といたしております。

3番目の運行回数と路線の見直しにつきましては、要望が多かった朝8時台の便を運行いたしております。運行回数と路線の見直しについては、今後も検討してまいります。

4番目でございます。循環バスの利用啓発につきましては、増便による時刻表の改訂に伴い、時刻表及び路線図の配布を全世帯に行いました。なお、利用者数は8月末現在で、対前年度比112%となっております。

(2) 地域公共交通会議の参加の概要を示せということです。

道路運送法施行規則第9条の3並びに基山町地域公共交通会議設置要綱第3条の規定により、基山町長、一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表、住民または利用者の代表、それから国土交通省九州運輸局支局長またはその指名する者、一般旅客自動車運送事業者の事業自動車の運転者が組織する団体、道路管理者、公安委員会、その他町長が必要と認める者となっております。

(3)の現行の循環バス運行からコミュニティバスへ移行すべきではないかということです。

現在、職員を九州運輸局と佐賀県で共催しております地域公共交通セミナーに参加させ、地域公共交通の基本的な考え方や他団体の事例の講義を受けながら、見直しの手法を学ばせております。また、個別相談会では、基山町循環バスの現状説明を行い、地域公共交通会議の開催に向けた作業を進めております。

(4)住民の2台運行への要望はかなうのかということでございますが、運行ルートを見直しを図っており、現在の1台で効率よく運行系統を組むことができないか、検討をいたしております。以上です。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

大山議員の1項目めと2項目めについてお答えをいたします。

1項目め、いじめ問題の対応についてでございます。

大津市の痛ましいいじめ自殺事件は特殊な事例かということと、また、どこの学校でも起こり得る事例と思うかということのお尋ねです。

報道での内容が事実であるとするならば、あのようなひどいいじめはどこの学校でも起こり得るとは思いますが、もう少し内容が軽い程度のいじめについては、どこの学校でも起こり得ることであるとそういうふうに思っております。

2番目の被害届が出され警察の捜査が及ぶまで問題が大きくなった原因はどう考えるかというお尋ねです。

被害者の保護者が納得いく調査ができておらず、保護者が納得できる内容の回答がまたできていなかったことと、把握した情報をきちんと出さなかったこと、また、加害者であろう生徒の措置などの対応に不手際があったことが原因であると思います。

3番目、昨年6月に出了れた文部科学省の定期的アンケートはどういうものかということ

ですが、23年度6月に出された文部科学省の通知文では、「児童生徒に自殺が起きたときの背景調査のあり方について」という通知文の中で、自殺に至る背景の調査のアンケートと調査や聞き取り調査をすることの重要性について出されています。したがって、個々の細かなアンケートではございません。

また、24年6月の文部科学省の「いじめのアンケート」というリーフレットの中で、いじめの問題に関してアンケート調査の重要性、また、その実施に際しての留意点などが説明してあります。

4番目、いじめの定義についてどうとらえるかということですが、文部科学省は定義の中で「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としています。私自身も同じように考えておるところでございます。

5番目の文部科学省のいう「規範意識」の強化でいじめ問題は解消に向かうと思うかというお尋ねです。

「規範意識」というのを子供たちに醸成する取り組みは、もちろんとても重要なことであると思います。そのためにも、学校は教科、道徳、特別活動など全ての領域において、この規範意識の醸成に取り組む必要があると思っています。

学校教育のあらゆる領域において、他人をいたわり、思いやりの心の醸成など、体験活動を通して育てていくことが重要であると思っています。最近の取り組みでは、同じ学年ばかりではなく、異学年や異年齢での体験活動がそのような活動に効果を上げるというふうに言われております。今、述べましたような活動を通じて、理屈ばかりではなく、心で理解する態度を養えば、真の規範意識の形成につながり、いじめの問題の解消につながると思っています。

6番目のいじめが発生したとき、早期発見、早期解決につながる取り組みはあるのかというお尋ねです。

早期発見に関しては、定期的なアンケート調査による把握や、被害を受けている子供だけではなく、周りのいじめを知っている子供たちが何でも親や先生に相談をできる環境、体制を日ごろよりつくっておくことが大事だと思います。

また、いじめが発生したときには、早期に事実関係を究明し、加害・被害両方の保護者に理解を得るように経過を説明し、特に、加害者に対してはいじめの非人間性やいじめが他者

の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導していくことが大切だと思います。

続いて、2項目めの学校の普通教室にエアコン設置をとということです。

1番目の昨年9月の大山議員の一般質問以降の検討の内容を具体的に示せということですが、近隣の市町の状況調査や学校への聞き取り、また、教室の室温の調査などを行っています。

2番目、佐賀県でその後設置された自治体はどこかということですが、まず、設置された学校について、平成23年度に鳥栖市で田代中学校の3年生の1学級に追加設置をされております。これは3年生の学級が1学級ふえたためだと思っております。

それから、平成24年度に、みやき町4小学校及び3中学校の全学年に設置。嬉野市7小学校及び2中学校の全学年に設置。武雄市で4中学校の3年生のみに設置という状況でございます。

3番目、設置のための予算の試算はしているかというお尋ねですが、次の質問に関連しますが、一部導入する場合の試算は行っております。

4番目の段階的にでも設置できないかということですが、一部導入について、現在検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございました。それでは、再質問に移ります。

いじめ問題です。

一つ目ですが、今回の大津市の事件のようにひどくないにしても、私も教育長がおっしゃるように、どこの学校でも起こり得る問題だと思います。以前のいじめと今のいじめの質が違っている、陰湿になってきていると言われます。それはどういう社会的に背景があるからだと思いますか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

陰湿ないじめがふえているかどうかは、私もそこまで陰湿、いじめは大体陰湿だと思っておりますけれども、例えば携帯電話などで、自分たちで仲間を募って顔の見えないところでそういう行為をしようということを働きかけていたり、それから、やはり子供たちのつながり方が非常に心でつながっていないというか、遊びの場面であっても、一緒に行動をするのであっても、例えば同じお友達の家に出かけていっても2人で別々にゲームをしていたりとか、何か一緒に行動をしながら遊ぶというような、心のつながっているものが希薄であると思います。それから、先ほど言いましたけれども、異年齢、子供たちの年齢が違うグループで会って行動したり遊んだりするというのが減少しているので、そういう年長の子供から受けるいい影響力などが非常に欠如していつているのかなと、そういうところは感じております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

学校内だけではなくて、私はやはり社会的背景というのは、大人社会の中が以前の日本から随分変わってきていると思います。その反映も大きいのではないかと思います。お話を聞いていました。勝ち組、負け組とか、大企業が何か簡単に首切りをするとか、そして、生活保護よりも低いパートで働かざるを得ない若者が多いとか、そういうことも含めてのいじめ、学校でのいじめがそういう背景もあるのではないかと思います。

佐賀県が行った調査で、昨年はいじめの件数が55件という報道があります。前の年からすると14.6%ふえたそうです。しかし、小中高合わせたときに、何百も学校数があるのに55件というのは私は少ないと思いますが、教育長、どう思われますか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

いじめをきちんと、簡単ないじめではなくて、深刻に県教委で言うような範囲の中で報告をしている分が50数件だと思いますが、本町でも過去3年間で届けたのは2件でございます。内容についても、1日で解決したいじめだったものですから、本町の場合はそういう深刻なものに至らなかったんですが、50数件が多いか少ないかという、私としては、このくらいで、もうちょっと軽微なものについて、仲間外しであるとか無視をされるとか誰かの道具を隠

すとか、そういうことについてはまだ数はたくさん出てくると思いますが、そのことがずっと継続していわゆるいじめという定義に入るのかどうかというのは別にしますと、その程度なのかなという感じはしております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今はそうでもないと思いますが、以前は、報告が少ないほうが評価をされるという、そういう学校現場の実情があったように思いますから、こういう質問をさせてもらいました。

大津市のように、不手際と色々な隠蔽とかということでこういう大きな問題になったわけですが、基山町はそういうことがない前提で臨んでいますが、そのために日ごろ教育長が配慮されていること、教えてください。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

先ほど言いましたが、いじめはどこの学校でも起こり得るという前提で物事をとらえていくことの重要性ですね。それから、いじめを訴えている子供がいた場合には、これはもういじめを受けた子供の側に立って、「あなたがそんな行動をするからそういうことをされるんだよ」とかそうではなくて、きちんといじめを受けた子供に寄り添って考えることの重要性など。それから、教師の感性ですね。教師がたとえ2人でふざけあいっこしていても、これはふざけあいなのか、それとも力の強い子供と弱い子供との何かそういう力関係で遊んでいるんじゃないかと、そういうことを見抜く感性を常々学校には環境指導しているところでございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございます。見抜く感性、とても大事だと思いますが、見抜けない今の学校現場の実情があるのではないかなと思いつつ聞いていました。

次ですが、文科省の昨年の通知文は、私はちょっと勘違いをして、以前から行われている生徒へのアンケートも書かれていますよね。書かされていますよね。自殺が起こったときに

集中的にということではなくて。そのことを聞きたいと思いますが、どういう形でアンケートがなされているのかということをお聞きします。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

これは小中学校それぞれに学校独自でつくっております。定期的なアンケートをやっております。いじめが出たとか問題が起きたとかじゃなくて、定期的にやっております。例えば、タイトルも「いじめや被害に関するアンケート」であるとか、ただ単にいじめられたのではなくて、机の中のものがなくなっていたとか靴を隠されたとか道具を落書きされていたとか、そういうことも含めて何でも書けるように定期的に行っております。

中学校では大体月に1回程度やっているのではないかと考えておりますが、今年度はもう3回は中学校では行っておりました。それと、教育相談と行って、1対1で対面でやる相談の中でもそういうことを行っております。

小学校では、中学校より回数が少ないんですが、学期に1回はやるように今後指導をしていっているところです。両小学校とも「生活アンケート」ということで行っております。以上です。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

わかりました。そうしたら、そのアンケートをとられた後の、これは問題があるということがピックアップされると思いますが、その後の取り扱いをお願いします。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

この場合は、記名で行っている場合は容易にわかるんですが、無記名の場合が、なかなか複数で同じようなのが出てきたときにどうも加害者、被害者を特定……、記名で行っている場合は、多分定期的なものは記名で行っていると思いますので、書いた人にわからないように聞き取りをして、いろんなことに配慮しながらきちんと調査をしていくということ。それから、最終的には、職員の中で全部でその情報を共有できるようにしております。

なお、書かせ方も「こんなことがありましたか」と項目について丸をつけるかどうかすると、すると、何も項目についてないと鉛筆が動かないんですね。ですから、どっちにつけてもとにかく鉛筆が動くようにしないと、「あの子は書いていた」とか横で見えるから、そういう配慮も学校のほうではしていると思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

その問題がありとなったときに、職員会議なり生活指導の会議の中で対応を話されるということですね。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

まず、校長にこのことをきちんと報告をして、そして校長の指示のもとにどういうふうに行っていくかと、職員を集めて全部まずその対応については協議をして、そして、事前の策、事後の策についても全ての教員がわかるように、そのことに対処していくと思っています。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございます。いじめの定義を教えてくださいましたが、いじめグループと特定に攻撃を受けている子との関係が、表面的には見えにくいです。それが子供は周囲の大人には言わない。自分の親にも言わない。いじめられているということですね。それが普通だそうなんです。今回の大津市のように、初め、けんか両成敗的な解決の仕方をしがちですが、そうならないための対応、今までもう何回もおっしゃった中に答えは出ていますが、あえて。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

子供と教師が太い信頼関係であるということが前提にあると思いますが、やはり子供が小学生であればあるほど、やはり先生に何でも相談、話しかけられる状況をつくっておくということですね。昼休みあたりは一緒に遊んでいる中でポロッと言うことが、「先生ね……」

と言うこと、「あの人がこういう目に遭っているよ」というのを周りから教えてくれたりとか、そういうことがありますので、やはり子供といつも向き合っているということは大切なことだと思います。

それから、形式的にでも一人一人と面談をするというか、中学校は教育相談という形で定期的に20分なり30分なり子供たちと話す、一人一人と話す機会があるんですが、そういうことというのも大切であると思っています。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

常に子供と向き合えればいいんですけども、私の経験から言っても、なかなかそれができない……できませんでした。今はもう数年たちますが、それ以上に先生たちは多忙に拍車がかかっているようですので、そういう向き合う時間を確保できるようになればいいと思っています。

規範意識については先ほどの回答でわかりましたので、次に行きます。

私は、この問題を今回一般質問で取り上げることが適切かどうか、随分迷いました。非常に微妙で複雑な問題を持っていると思うからです。しかし、学校現場を少しでも知っているOBとしては、基山の学校が、今現在もそうだと思いますが、正常に機能して、子供たち全てが仲間とともに学ぶことが楽しい、そして、先生方が仕事を余裕があって全うされる、そういう学校をと願っています。そのために、こういういじめ問題が発生しないためにも取り上げました。

知り合いの先生と話す機会がたまにありますが、先ほども何回も言いますが、とにかく先生たちは忙しそうです。ことしの教職員の勤務実態アンケートというものを、公にということではなくて、とってありましたので、それを見せてもらいましたが、そのうちのベスト3、高いほうからです。そして、パーセントがすごく高いんですね。1位は退勤時間を過ぎても帰れない。2位が休憩時間がとれない。3位が提出文書が多いということです。何回も言いますが、クラスの子供と向き合う時間がとれなくて、それがもう極端に今は減っているように思います。

自分のクラスにいじめがあっているようだ気づいても、それを、先生たちみんなが忙しいですから、同僚や管理職に相談できない雰囲気が今あるのではないかと私は思います。教

育長はどう考えられていますか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私は校長とか教頭とか、あるいは先輩に相談できにくいという態勢があるとは思ったこと
もありませんし、むしろこちらのほうから声かけをして、何か沈んでいる職員がいたら「何
かあったか」ということで、それから、今は県の取り組みの中で、教員に面談をしながらい
ろんな面で、スキルアップであったり、いろんな教員にかかわるシステムをつくっておりま
すので、そういう中でも教員の悩みについても十分聞いていたりしておりますので、でき
にくい雰囲気があるとは私は、自分が学校にいた中では思っておりません。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

私はあったような気がします。もし、不幸にも基山町で大津市のような事件が起きたと
き、もう内部だけではどうにもならないということがありますね。新聞報道でも、調査委員
会とか第三者委員会とかがつくられています。佐賀県でも、多久市と嬉野市が設置するよう
になっていますが、基山町はそういうことになったときどう対応されますか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

まず、そのときは教育委員会で調査をするための委員会といいますか、チームをつくって、
学校とは別にそのことについては調査をしていきたいと思います。常時の設置ではありません
が、特別にそのときはつくってやっていきたいと。それでも、被害者の方がいろんなこと
で大津のように不幸にしてなった場合には、公平性を担保する上でも、第三者委員会などは
つくるということについてはやぶさかではございません。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございます。1番目のまとめをしますが、今、学校が多忙で、そして親の要求

も厳しいし、大変な状況にあるということは、それなりに皆さん、そういうことだろうなと思われていると思いますが、要は、名実ともに開かれた学校をつくることだと思います。回答されましたように、ある子供が数人の友達からいじめを受けた初期の段階での対応、その子や周りの子が大人に相談できる、そして受けた大人が軽く見ずに、またひとりで抱え込まずに、オープンに手助けを求められるシステムが必要だと思います。不幸にも自殺に至るまでの大きな問題に発展したとき、速やかに、先ほどおっしゃいましたように、ほかの機関に委ねることもそれはやぶさかではないとおっしゃいましたので、御努力をお願いしたいと思います。

次に行きます。

役場は28度以上になったらエアコンを入れると聞いていますが、ことしはとても暑かったのですが、稼働日、28度以上の日が何割ぐらいあったのでしょうか。わかりますか。

○議長（後藤信八君）

酒井教育学習課係長。

○学校教育係長（酒井智明君）

お尋ねの状況ですけれども、7月におきましては16日が28度ございました。基山小ですけれども。それと、若基小学校も16日、基山中学校も16日。以上です。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

20日として何割かがわかりますね。猛暑日は何日ありましたか。

○議長（後藤信八君）

酒井教育学習課係長。

○学校教育係長（酒井智明君）

7月につきまして、基山小学校が7日、若基小学校が6日、基山中学校が6日という状況です。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

普通、猛暑日、外側、外気が35度。そして、もしかしたら風通しが悪いとかいろんなどこ

ろで、室内は外気よりも高くなるということも考えられます。やはり暑さのために、これでは子供たちが学習に集中できないだろうなと想像できます。

佐賀県の東部地区が、もう軒並みエアコン設置を推進しています。先ほどもおっしゃいましたように、鳥栖市では中学3年生の教室につきます。みやき町も7つの小中学校2億9,034万円をかけて設置されます。みやきの場合は合併特例債とか、聞くと学校施設環境改善交付金が充てられるそうです。「みやきはね、合併債があるけんね、できるやんね」というような安易な考え方じゃなくて、やはりこれだけ周辺の学校が設備を整えていく中で、基山町も整えてほしいと思います。

先ほど試算を出しているとおっしゃいましたが、まずお聞きしたいのは、特別支援学級も含めて3校普通教室は何十教室ありますか。わかりますか。

○議長（後藤信八君）

酒井教育学習課係長。

○学校教育係長（酒井智明君）

5月1日現在の3校の状況ですが、学級数、基山小学校が21クラスになります。若基小学校が14クラス、基山中学校が17クラスとなっています。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございます。そうしたら、合わせたら70超すかな……60幾ら……52。済みません。嬉野市が80教室に1億796万円だそうです。割り算したら、1教室に135万かかるんですよ。その50掛ける135万としたときに、全体でどれだけ必要かが計算的には出てきますけれども、それはされていないんですよ、今はね。全体の普通教室全部をするという試算は。

○議長（後藤信八君）

酒井教育学習課係長。

○学校教育係長（酒井智明君）

試算につきましては、全部というわけでございません。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

例えば、この細かいとこまで聞いていいのですかね。1教室大体どのくらいかかると試算されていますか。

○議長（後藤信八君）

酒井教育学習課係長。

○学校教育係長（酒井智明君）

全部の……そうですね、全体から割り出して約200万程度というふうな試算をしております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

その試算の方法はいろいろあるのだと思いますが、嬉野市と比べたときに、200万というのは何でこんな高い試算になるのかなという疑問がありますが……それはもう後で。

そうしたら、先ほどの三つ目の回答で、一部導入する場合の試算を行っておりますとおっしゃっていましたが、具体的に教えてください。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

具体的には一部導入の場合は、中学校3年生の学級に全学級にということは今試算では行っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

多分そうだろうと思っておりますが、一般的に、特別支援学級の子、いろんな症状を持った子が支援を受けながら学習しているわけですが、その中で、体温調節ができない子供がいると聞いています。基山はいるかどうか、それはちょっとわかりませんが、その一部導入、中学3年生という優先順位と同時に、特別支援学級も優先順位に入れてもらえますか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

現在のところ、そのことはちょっと視野に入っておりません。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ぜひ入れてほしい。今後の課題として入れてください。

最後ですが、その一部導入は、来年度からと考えていいですか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

来年度に、もし、もし可能であるとすれば、来年度工事、再来年度ということに、可能であるならばの話ですよ。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

財政は町長部局ですので、今、教育長が、来年度工事、再来年度とおっしゃいましたが、前倒しできませんか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

そもそも、このエアコンの問題でございますけれども、前から出ておりました。私も当初は、いや、それは、いろいろなところを聞きまして、それは防衛予算だろうというようなことも感じておりましたし、また、合併による特例債かどうかはわかりませんが、合併によるメリットみたいなものを活用されてというようなことで、私もそういう感覚でおりましたけれども、ほかの県内のいろいろなところを聞きますと、それだけじゃない、やはり教育環境、学習、学力というようなそういうことにも関連はしてくるということで、だんだん私自身も当初の考え方からは変わっては来ております。

ただ、本当にその効果といいますか、それは私も教育関係ではございませんからわかりませんが、その効果……精神論をここで持ち出すとおかしな話になりますけれども、本当に子供、一定期間の間エアコン入れてと、本当にそれがいいのかどうか。メリットという

のはかなりあると思いますけれども、本当に強さとか辛抱強さとか我慢とかそういうこと、これを言い出すとおかしな話になると、これは私も十分わかっております。だけれども、やはりその辺のところから、もう財政じゃなくて、その辺のところから、やはり学校当局ともうちよつと私も話していきたいというふうに思っております。繰り返しますけれども、精神論でどうしようというつもりはないということが、私の言いたいところでもございました。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございます。来年ということを期待して、次に行きます。

最後の項目です。循環バスですね。

先ほど回答いただきましたように、循環バス検討委員会は4つの改善点を出されています。ここに私も持っています。そこでお尋ねですが、子供の送迎を外したときに、朝8時台がふえました。本当に利用者には喜ばれていますが、8時と9時ではどちらが今利用が多いですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ちょっと今、その8時台と9時台の集計をとったものを手持ちで持っておりませんので、よろしければ後日報告をさせていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

後で教えてください。割と高齢者の方にお話を聞きますと、「病院の順番取りを早くしたい。だから、9時よりも8時に行って、病院が開くのを待って」という方が多いですね。だから、そういう意味でとても喜ばれているわけですがけれども。

ここに2010年の交通手段アンケート結果を持っています。広報に出ていました。有料か無料か、4つの報告書の中の一つですが、アンケートではどちらが多かったのですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

平成21年にアンケートをとっておりますけれども、その中での回答につきましては、有料の場合は100円までという回答が一番多いというふうに理解をいたしております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今、バスの初乗り料金が160円ですよ。後で言いますが、コミュニティバスとして考えたときに、やはり有料を町民の方も視野に入れられていると思います。100円まで、150円まで、200円まで、250円まで、全部合わせたら、有料でもいいよというのが83%もあるんですね、回答の中で。ですから、もうとても効率だし、町民の理解も得られるということで、有料も今からの検討で考えられていくと思います。

そこで、三つ目の回答のところ、運行回数と路線の見直しですが、報告書には、「利用者のニーズとして毎日の運行を望む。そして、台数をふやすことを検討する」と書かれています。この二つは不可分のことで、毎日運行するならば台数をふやさざるを得ない。1台でニーズに満足にあわせることはできないというふうに、私は思います。

改善策の中では具体的に、先ほど町長が回答された中では、台数をふやすということについては何も言われませんでした。検討されていないのでしょうか。やはり1台でも、是が非でもこれからやっていくのだ、かたくなに思われるのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まちづくり推進課のほうでも、報告書を真摯に受けとめまして、十分に検討はいたしております。しかし、その中で、先ほど議員おっしゃいましたアンケートの調査の中に、その中での金額の面に関しましては、町の負担はふやさずに利用者から利用料を取り、なるべく利用しやすくするという回答が一番多うございました。ですので、台数をふやすということになりますと当然金額が膨らんでいきますので、そのあたりはどうしていくのかと、最善の方法は何なのかということ、今検討しておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

そこがネックですか。いや、私は町長が「したくない」とおっしゃっておるのかなと、済みません。

ちょっとそれは最後の項目とも重なりますので、ちょっと先に行きますが、この四つ目の利用啓発ということです。「まだ町民に浸透し切れていない状況」と書かれていますが、それはアンケートのどこでそう判断されているのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

昨年の中で検討委員会を開催いたしまして、委員の方からいろいろ御意見を伺いましたときには、今の基山町の循環バスは福祉目的のバスではないかというふうな認識があると。ですので、お年寄りの方とか体が御不自由な方とか、そういった方しか利用できないバスではないかというふうな認識を持ってあるということが大きなことです、浸透し切れていないと。しかし、もうこれからは一つの公共交通機関としてとらえていかなければならないというふうに思っておりますので、これからはPRをしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございます。

次に行きますが、地域公共交通会議についてです。

先ほど言われたので、基山町地域公共交通会議設置要綱第3条と言われましたが、基山町は既に設置されているのですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これにつきましては、乗合バス、デマンド交通、そういったことを一時的に試験的にやりましたけれども、そのときにこの地域公共交通会議の要綱を制定されまして、その中で各種団体の方々から御意見を伺ったという経緯がございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

この地域公共交通会議が継続的に行われるとして、具体的な会議の中身、そして今後どう循環バスが変わるのか、予想されるのか、教えてください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まず、この地域公共交通会議といたしますのは、国交省のほうが、今どの地域におきましても、路線バスの廃止、それに伴いまして弱者といたしますか、お年寄りの方、そういった方の移動というものが非常に不便になってきておるということで、それを救うために、各地各団体のところにいるいろいろな学習会といたしますか、勉強会といたしますか、そういったものを持ちかけておりまして、その中でその会議のあり方というものを各種地方団体、基山町とかといったところのほうと一緒に勉強をやっております。

今後は、それを地域公共交通機関としてとらえていくなれば、やはり路線の選定、それから運賃、そういったものにつきましてはこの会議を開催して、各種ここに記載しておりますような構成員の方から意見をお伺いして決めていくと。それがなければ、そのコミュニティバスといったもののことにつきましては運行ができないような制度になっております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

私は、先日、みやき町の担当課にお話を伺いに行ってきました。いろいろ教えてもらいましたが、検討するに当たってコンサルタントがぜひ必要だというふうにおっしゃいました。職員のほかの業務もある中で、これだけ決めるまでの過程が大変なので、どうしても職員だけではできないということです。

先ほど、地域公共交通会議のメンバーで最後に、その他町長が必要と認める者とありましたが、設置をしてその会議が機能していくというときに、コンサルを入れられるつもりですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

この公共交通会議を開催する前に、その前段でコンサルの業務といたしますか、それは終わっております、どういうふうな路線、それからどのような運賃を取ると、そういったいろいろなケースを調査しますのがコンサルの業務でありまして、この地域公共交通会議はそれを受けて町が話を進めていく流れになっておりますので、コンサルは参考としては意見は何ともいいと思いますけれども、この会議の中にはコンサルタントは入れないと思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

前段のことなんですね。だから、そのコンサルを委託料出してされるつもりがありますか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

みやき町のお話をされましたけれども、みやき町は3町が合併いたしておりますので、非常に交通網といったものが複雑であったと思います。しかし、基山町は単独でございますので、コンサルまで入れて検討するかどうか、その段階までは行っておりませんが、今は町長が答弁しましたように、職員がコミュニティバスに関しまして十分今勉強いたしておりますので、その段階で判断をしたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

わかりました。

今、コミュニティバスと課長は言われましたが、私が、循環バスからコミュニティバスに移行はどうですかと聞いたのに対しての、コミュニティバスにするつもりですかという明確な回答はありませんでしたが、再度お願いします。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

名称の段階では、国交省が通常使っておりますのは、全てコミュニティバスでございます。しかし、基山町の場合には循環バスでございますけれども、今、国が進めております地域公共交通確保維持改善事業と申しますか、そういったときには全てコミュニティバスというふうな名称が使われております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

町民の皆さんに福祉目的でつくられた循環バス、随分前から運行していますが、その考えがまだ切りかわっていないわけですね。ですから、路線の変更とかいろんなことを総合的に考えられるときに、町民の皆さんにもアピールするために、コミュニティバスなんだということ、そして、幅広い利用をするためにということのPRがぜひ必要かと思えます。

この報告書の最初に、「特段の配慮を要望いたします」と初めのところの最後に書かれているんですよ。「特段の配慮」とは、この四つのうちのどれを指して報告書を出されていると思われませんか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

4項目書かれておりますので、4項目全てだというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

4項目でも既に実現というか、変更されていることがあるわけですね。私は、私が勝手に解釈したときに、2台増便ということを考えましたが、それではないのでしょうかね、やはり。「特段の配慮を要望」というのは、町長、どう思われますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、さっきから出ておりました、かたくなにこれを拒むのかというようなことでございますけれども、決して私はかたくなにという思い、つもりはございません。ただやはり土地

の面積なり地形なり、あるいは人口、それから方法なりというようなこと、これはやはりしっかり踏まえてやっていかなきゃいかんと。今まで検討委員会ということでお願いをいたしましたけれども、今、地域公共交通会議というようなことで勉強をしておりますので、それで一つ進めていきたいということでございます。何が何でもやる、やらないということではございません。それはないよりあったほうがいい。1台より2台がいいということは、私も十分わかりますけれども、その辺のところはやはり検討していくべきだろうというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

思い切った改善を望みます。何回もみやき町を引き合いに出して申しわけありませんけれども、昨年、1年間1台試行で動いていたみやき町が、昨年1年間、集中して1年間です。検討されて、コンサルを入れて、そして今回の施策です。委託料、西鉄バスに何百万も、半年分ですけれども、割と高いところで払ってあります。ですから、それと比べたときに、やはり基山町は対応が遅いと言わざるを得ません。設備費、委託料、2台になったときなど、そしてもう一つは……（「大山議員、時間です」と呼ぶ者あり）済みません。ありがとうございます。失礼します。

○議長（後藤信八君）

以上で、大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで、14時20分まで休憩します。

～午後2時10分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

次に、林 博文議員の一般質問を行います。林 博文議員。

○11番（林 博文君）（登壇）

皆さん、こんにちは。11番議員の林 博文でございます。午後の時間帯でお疲れさまでございます。

それでは、通告をいたしておりました質問事項3項目について質問させていただきますが、

1の町内の空き家管理条例の制定などについて、2の県道17号線、これは旧鳥栖筑紫野有料道路で県境の旧料金所跡地の利用についてです。3のやよいが丘温浴施設の建設についてということで、午前中にも同僚議員から質問があつておつたようですが、重複するところもあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、3項目を質問をいたします。御答弁のほう、よろしくお願ひいたします。

それでは、質問事項1の基山町内の空き家管理条例等の制定について。

質問要旨(1)ですが、基山町は少子高齢化が進む中で、お年寄りのひとり暮らし、引いては空き家が現在増加傾向にあるわけです。その対策についての質問であります、アの町内には、現在、空き家はどのくらいありますかということで、年数5年、10年、20年以上住んでいない戸数が、通告をいたしておりましたので、お示しをいただきたい。

次に、イの老朽化している放置された空き家は何戸くらいありますかということでございます。

次に、ウは、20年以上空き家になっている民家は、町で所有者及び相続人と協議して解体できないのかということでございます。この空き家関係については、もう皆さん方も御承知のように、盗難とかあるいは犯罪とか空き巣、そういうなのが基山町も本当に頻繁に起きておる状況から、この対策が望まれるわけでございます。

エの、町内でここ二、三年の間に空き家での問題点はなかったのかということで、付近からの通報、①の不審火、②の不審者の出入り、③の空き巣などでございます。これについては、町長、担当課長も安全なまちづくりが、毎年推進委員等が警察等でも一緒に会合が行われておりますが、相当な件数が基山町も、盗難件数とか犯罪件数が出ておるようです。そういうなどことあわせて答弁のほうもお願ひしたいというふうに思っております。

オの、空き家対策として、町内の空き家を調査して不動産業者と連携し、町外からの若い人の入居の手伝いをして人口増を図るべきだと思うが、どのような考えを持っておるかということで、これはほかの市町村もいろんな面で取り組んでおられますが、やはりこの空き家を放置しておきますと、いろんな犯罪とか空き巣とかにつながるわけですので、やはり町外から若い人、夫婦とか条件をつけたあつせん、それにはやはり町が敷金の半分とかそういうのを負担して、夫婦で20代、30代の方が20年以上の定住促進も図るというような意味でございいます。

次のカは、基山町の増加傾向にある空き家の対策として、空き家管理条例の制定は考えら

れないのかということでございます。これについては、新聞紙上では、特に西部のほうは昔からやはり炭坑の関係でこれには早くから取り組んでおられるようですが、東部地区のほうもこの空き家関係、特に基山町は新興住宅が進む中で、やはり老人のひとり暮らしとか、引いては空き家が目立ってきておるようでございます。時期に来ているんじゃないかということで、空き家管理条例の制定は考えられないのかということでございます。

次に、質問事項2の県道17号線、これは旧鳥栖筑紫野有料道路であります、その福岡県との県境の旧料金所跡地の利用についてでございます。

(1)の旧鳥栖筑紫野有料道路が平成19年5月9日より通行料金が無料に開放されております。この無料化になりまして5年が経過した現在ですが、本当に金曜日の夜とか、皆さん方もお気づきと思いますが、この17号線は暴走族のたまり場とか騒音が相当聞こえるわけですが、また、不審者、浮浪者の出入りとか、そういうのも聞きますが、その点についての利用方法でございますが、料金所跡地がそのままになっております。建物がいまだに放置されているということでの質問です。

アの、現在、所有者は誰の名義かということですか。

次のイの、土地、建物ですが、この財産物件の面積及び建物等構造物はどのようなものが現在残されておりますかということですか。上り、下りに分けて説明をしていただきたいというふうに思います。

ウの、現在、誰が管理しているのかということでございます。

それから、エの、基山管内にあるこの施設は、町でも何か利用計画をする考えはないのかと、要はほったらかしておくのか。また、佐賀県の玄関口でもあるし、基山町のやはり一番玄関口でもあると、佐賀県の一番玄関口でもあるというふうな形で、施設がもったいない。または、敷地についても相当な面積があるというふうにも思っておりますので、次のオの田代副町長につきましては、県からの就任ということで、副町長についてもこの県と町との橋渡しをしていただきまして、周辺の開発をしてはということで、県のほうにも聞いていただけないかということをお願いしておるところでございます。

カの、料金所跡地周辺から町道三国丸林線へ接続して、基山高速パーキングエリアにETC（スマートインターチェンジ）を計画してはということで、私はこの筑紫野有料道路が19年5月9日に無料化したときに、その後、鳥栖のアウトレットなんかがオープンしたわけですが、そのときにも大きな問題としてこの17号線の県境近くの開発についてお願いをし、

スマートインターチェンジをつくったらという計画をしたところ、前向きな姿勢で言っていたいておりますので、その件についての計画をもう一度お願いしたいということです。

次のキは、この周辺の開発、これも含めたところの長崎街道物語というのがもう五、六年前から持ち上がっておりまして、町なり県なりに相当開発業者も足を運んでおったようですが、6区の公民館でも七、八回ほどこの地権者会もあって、95%の同意書をとられまして、町とか県に開発計画の協議をされておったわけですが、その後どうなったのか、ひとつお聞かせ願いたいということです。

次に、質問事項3のやよいが丘温泉施設の建設についてであります。午前中に同僚議員からの質問等がございましたが、中の内容がちょっと違うようですが、やはり周辺設備とか整備とか道路関係については、私も後で一問一答の中での聞いていきたいというふうに思っておるところです。

(1)の町所有地であった土地を温泉施設の建設予定地に売却して、20年9月に提携された基山町との進出協定から4年が経過したわけですが、質問要旨の中のアで、当初の計画での開業はいつだったのか。

イの、当初の計画よりオープンが大幅におくれているようだが、その理由は何だったのか。

ウは、温泉施設の当初計画から建物等の変更があったのか。道路も含めて、宿泊棟の建築も、当初の計画では図面の中にも入っておるようにも私も気づいておりました。そういうふうなところで変更があって、いろんな理由があっただけか、今日まで来られたのか、その状況を聞きたい。

エの、この施設の開発に伴う地元への説明会はどのような内容で、いつ、何回されたのか。

オの、現在、工事が再開されているようだが、今後のオープンまでの開発計画の工程はどのようなになっているのか。オープンはいつの予定か。

カ、この鉱泉浴場としての入湯税は、年間どれくらいを町は見込んでいるのか。当然、基山町内の敷地でありますので、入湯税関係も入るのではないかというふうに思っておるところです。

キの、入湯税は目的税と聞くが、どのような費用にこの税は使われるのか、お聞きしたいということで、以上、3項目について、1回目の質問を終わらせていただきます。御答弁のほう、よろしくお願いたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

林 博文議員の御質問に答えを申し上げます。

まず、1項目めの空き家管理条例の制定等についてということでございます。

(1)町内の増加傾向にある空き家の対策について。

ア、町内には現在空き家はどのくらいあるのか。5年、10年、20年以上住んでいない戸数はというお尋ねでございますが、現在、町ではこういう区分での戸数は把握をしておりません。

イの、老朽化して放置された空き家は何戸あるかということでございます。

1年以上管理されていないと思われる空き家は13戸となっております。そのうち、改修不要は8戸、要改修は3戸、改修不能が2戸、要撤去はありませんでした。

ウの、20年以上空き家になっている民家は、町で所有者及び相続人に協議して解体できないかということでございますが、個人の財産なので、町が解体するのは難しく、できるのは助言ぐらいではないかというふうに思っております。

エの、町内でここ二、三年の間に空き家での問題はなかったかということです。不審火とか不審者の出入りとか空き巣等ということでございますけれども、今のところ特段あっておりません。

オの、空き家対策として町内の空き家を調査して不動産業者と連携し、町外からの若い人の入居の手伝いをして人口増を図るべきだと思うということです。条件つきであっせん、町が敷金の半分を負担してやるとかというようなことでございますけれども、本町の不動産情報をインターネットで調査いたしますと、一戸建てに限りますと、売買物件と借家物件を合わせますと20件程度ございます。特に利用されていない物件が基山町に多数あるものではありませんので、空き家対策として特に対策を必要とする状況ではないようでございます。

カの、基山町の増加傾向にある空き家の対策として、空き家管理条例の制定は考えられないかということでございますが、これは佐賀県東部地区で空き家対策勉強会が、第1回目に6月27日、第2回目に8月27日に行われ、他市町と協議をいたしておるところでございます。

2の県道17号線県境の旧料金所跡地の利用ということで、(1)旧鳥栖筑紫野有料道路が平成19年5月より通行無料となり開放されておると。料金所跡地及び建物等がいまだに放置されているが、アとして、所有者は誰の名義かというお尋ねですが、これは佐賀県といわゆる

佐賀県道路公社及び個人の方の名義でございます。

イの、土地、建物の財産物件の面積及び建物等構造物はどのようなものが残されているかと、上り、下りを分けてということでございます。

上り方面の土地面積は、公有地が301平方メートルです。また、建物は床面積52.56平方メートルの公衆用便所がございます。

下り方面の土地面積は、2,197平方メートルです。また、建物は床面積242.71平方メートルの事務所と、床面積130.96平方メートルの倉庫と、床面積50.25平方メートルの公衆用便所がございます。

ウの、現在、誰が管理しているかということでございますが、公有地は佐賀県ですが、民有地は所有者が管理をいたしております。

エの、基山管内にあるこの施設は町で何か利用計画する考えはないかということでございます。

現在のところ、特に計画はございません。

オの、田代副町長に、県と町との橋渡しをしていただき、周辺の開発を進めてはということでございますが、佐賀県では、非常駐車帯としての利用の予定があるようでございます。

カは、料金所跡地周辺から町道三国丸林線に接続し、高速道路パーキングにE T C、いわゆるスマートインターを計画してはということでございます。

これも現在のところは計画の予定はございません。

キの、この周辺の開発、いわゆる長崎街道物語の話が持ち上がっておりました。6区の地権者の95%が同意し、町、県に開発計画の協議をされていたが、どうなったかということですが、その計画が始まったころは何度か町にも訪問されましたが、リーマンショックごろからだんだん見えなくなりまして、現在、当該事業者からは何の連絡もあっておりません。

それから、3項目めのやよいが丘温浴施設の建設についてでございます。

(1)町有地であった土地を温浴施設の建設予定地に売却し、平成20年9月に締結された進出協定が4年が経過しておるということで、ア、当初の計画での開業はいつだったのかということでございますが、平成22年から平成23年度春にかけての予定でございました。

イの、当初の計画よりオープンが大幅に遅れているようだが、その理由は何だったのかということでございますが、事業者の都合もございました。及び、近隣事業者との調整にも時間がとられたようでございます。

ウの、温浴施設の当初計画から建物等の変更があったのかということです。宿泊棟の建築もされるのかということでございますけれども、当初の計画から、進入路の変更等がっております。先日の三ヶ敷地区の説明会の資料によりますと、宿泊施設はないように思っております。

エの、この施設の開発に伴う地元への説明会はどのような内容で、いつ、何回されたかということです。

これまで数回行われているようでございます。期日については把握しておりません。先日も、三ヶ敷東組合に対し、事業変更に関する説明会が行われています。

オの、現在、工事が再開されているが、今後のオープンまでの開発計画の工程はどのようなになっているのか。オープンはいつごろの予定かということでございます。

平成25年6月中旬には完工し、7月あるいは8月ごろには開業されるようでございます。

カの、この鉱泉温泉としての入湯税は年間どれくらい見込んでいるかということでございますが、現段階では、入場者数もわかりませんので、見込みは立てておりません。

それから、キの、入湯税は目的税と聞かすが、どのような費用にこの税は使われるのかということです。

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てることになっております。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それでは、2回目の質問に移らせていただきますが、(1)の空き家管理条例の制定等についてでございますが、町内では現在空き家はどのくらいあるかということで、町では把握していないということですが、これは同僚議員ももう何回も、前の森永議員たちからもずっと、私は資料を見ていますと、増加傾向にある空き家、実際管理は娘さんたちとか、あるいは子供さんたちが遠くにおられてもされているところもあると思いますが、そういうようなところが相当な件数あるんじゃないかということでありまして、町では把握していないということですが、イの老朽化して放置された空き家の戸数が、1年以上とか13戸とか、改修不能が8戸とか、この数字はどこから持ってこられましたか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、区長会でお願いしまして、区長さんたちに運営委員会の中で、組合長さんへの聞き取りで結構ですので、空き家という問題がありましたので、管理されている家屋は問題ないということで、1年以上管理されていない空き家はどれぐらいあるのかというのを、聞き取りで結構ですので調査お願いしますということで、調査をお願いしましたところ、このようになっております。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

今、担当課長から、町は区長を通じてこの空き家の調査を依頼してお願いしたということですが、それは何のための目的で、そして、どういうふうな調査内容で、いつまでに提出を区長からお願いするというような形でされたのか、その3点お願いします。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

一つは、佐賀県東部で空き家対策の勉強会があるということを知っておりましたので、そういういわゆる対策が必要な空き家というんですかね、倒壊が見込まれるような家屋については全然把握しておりませんでしたので、うちのほうでそういうことを重点に調査をお願いしました。

それから、これにつきましては、先月の区長会のときまでに調査をしてくださいということで、7月の区長会でお願いをしております。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

もう一つ、その中で調査内容の結果はどのような集計が出ておりますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

イのところで回答しておりますとおり、改修不要だけれども1年以上管理されていない家屋が8戸、同じく改修が必要な戸数が3戸、それから改修ができないというものが2戸、合計で13戸ということになっております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

これについての目的ということですし、私は、この調査の後、この空き家対策として担当課はどういうふうはこの対処については進めていくところで、この調査をされたのですか。

それともう一つ、この空き家とか、基山は空き家が増加しておる。そして、空き家問題が周りの方、近所の方に相当迷惑をかけて、草ぼうぼうになったり木が茂ったりしておるところもあるわけですが、そういうふうな空き家が問題化されたのは、どういうふうな理由があってこういうふうにならぬのか、それは把握されていることはありますか。

○議長（後藤信八君）

空き家は……ちょっとお待ちください。最初の質問は……ちょっと分けてから。別な質問をされておるから。（「両方にまたがったですよ」と呼ぶ者あり）だけん、二つ質問されとるから、最初の質問に対する答え、いいですか。いや、二つ質問したやろ、今。

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

調査をした目的は、先ほど申しましたとおり、佐賀県東部でそういう空き家対策の会議があるということで、実際必要な数値を知るために、うちのほうで調査をしております。以上です。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほどの空き家の数値でございますけれども、今、町長のほうから答弁がありましたように、第1回目が6月27日にあっております。その中で、各市町の状況ということで持ち帰りまして、企画課のほうに依頼したところでございます。

また、今御質問のとおり、各家のほうで植木等とか草ぼうぼうになっているところがあると思っておりますけれども、当然、高齢化に伴いまして家にもう誰もいないというところが、通常

草がかなり生い茂っているところということに思っております。そこにつきましては、当課のほうから所有者のほうに草を切ってくださいという文書等を配付しているところでございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この空き家が問題化されておるということは、やはり基山町も人口減少、また持ち主が介護施設に入居したりして、管理がいまだに手が届かないと。そして、高齢化を反映した結果じゃないかというようなことで、今後、基山町も相当この空き家というのはふえていく傾向ではないかと思えます。

私が各区長さんあるいは同僚議員なんかに聞いてみますと、実際、今回の調査では確かに、今課長のほうから言われましたように、東部地区が現在空き家対策協議会、勉強会ということで、第1回目を6月27日、また第2回目を8月27日に行われた後にこの調査ということですが、本来ならば、ほかの市町村はその前にやはりこの空き家の管理条例制定を議会に提出されておるところです。そういうところを見れば、やはり私は基山町ももうちょっと前向きな姿勢でこの空き家対策にも取り組んでいただきたいというふうに思っておるところです。

そして、やはり町内の一戸建ての空き家を本当に調査して、私は、本当に不動産業者なんかとか提携をしながら調査をすれば、うちの家も貸してもらえないかというのが相当あるんじゃないかと思いますが、これについては、私はやはり人口増なり防犯なり環境なり税収を考えてみますと、やはりここで上げておりますように、若い者が基山町に住み着いてくれると。それにはやはり敷金の半分ぐらいを出すというような、そういうふうな補助事業とかもやっていきたいというふうな考えは、町は、町長としてはありませんか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

この空き家ということ、これはちょっとその定義が混乱するんじゃないかなと思います。西のほうで空き家対策というようなことが、何市何町ですかね、話し合われて条例つくられたというようなことがございます。これはもう本当にもとの炭坑の住宅とか何とかというよ

うな、そういう意味でまさに放置の空き家だと。非常に危険な要因があるから、それを何とかしようというような、そういうふうな私は感覚であります。

ただ、基山町におきましては割と新しい開発とかの家でございますし、そんなそういう放置されてどうのこうのということではなくて、やはりさつきからありますように、人口減少、高齢化というような意味でちょっと空き家になっておるといふような、そういうまた空き家もあるということです。

だから、それはやはりそれなりに空き家バンクとでもいいますか、空き家対策といえますか、空き家バンク、それをやはり町でも把握して、それに対応も必要だと。それは確かにどこか全国でも、どうかしたところはそういうふうな補助を出してとかといふような、そういう施策をなさっておられるところもあるようでございますけれども、本当にこれこそもう少ししっかりそこを調査しないと、どの程度のニーズかあっておるかどうかといふようなその辺もやはり問題じゃないのかなといふふうには私は思っております。全くそれが効果ないとは申しませんが、その辺はやはり調査をこれから担当課でもしていきたいといふふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

基山もやはりこれから少子高齢化が進む中で空き家が新興住宅の中で、やはり基山町の新興住宅は、基山町の新町から桜町、そして神の浦、また高島団地、三井ニュータウン、それからけやき台とかきやま台、そういうところがたくさんあるわけですが、各区ではやはりあいている家そのものは大体10戸ぐらい平均であるということも聞くわけです。

その中で基山町は、ちょっと離れますが、23年、また24年度の7月までに、この基山町の安全なまちづくり推進委員会の会合に、基山町の町長は出られておりますか。この発生件数の状況。警察等でまちづくり推進委員の会合ですね。

私が言いたいのは、23年度1年間に基山町での空き巣、ここで質問をしましたエのところで、ここ二、三年の空き巣とか不審者とか不審火、それとかいろんな犯罪関係、これについての統計を、毎月まちづくり推進委員の方が警察の方と協議をされて、ずっと資料を出されておるわけですね。それにはどこの課が……その内容について。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、議員がおっしゃいますように、空き巣等は、私、あくまでも空き家で空き巣が入ったというふうに理解しとったから、今回の答弁については、ありませんということで答弁しております。

それと、毎月の状況については、安全のまちづくり、通常毎月21日にみんなで協議しているところがございます。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

町長も知ってもらいたいと思いますが、これについては各議員さんも各区の運営委員会の中で、基山町の安全な町づくり推進委員から、多分この資料なり報告があつておると思います。年々ふえておるわけです。特にバイクとか自動車、そして空き巣、それから部品の狙い、車上荒らしですね。ことしの1月から7月までの資料についても、窃盗事件が本当に4月だけでも24件、これは窃盗事件といいますと他人のものをこっそりと盗むということで、やはりいろんな面で、7区が今回多い空き巣のワースト2に入っておるわけですが、自転車とかそういうのはもうこの空き家とはつながりませんが、空き巣狙いがやはりこういうふうな空き家がふえてきた関係で、それで品物を中に置いてあるというところで、私がここで言おうとするところは、こういうふうな調査を十分区長さんを通じてなり、また不動産業者と連携をとりながら、町がやはりほかの市町村と同じレベルで空き家の対策に取り組んでいただきたい。そういうことで有田町なり、また西部のほうはもうずっとつくっておられますが、基山町の増加傾向にあるこの課の空き家管理条例の制定は、将来つくる考えがあるものか。ちょっと聞きたいと思います。担当課長。

○議長（後藤信八君）

町長とどっちがいいですか。小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、さっきもちょっと申しましたけれども、その空き家の定義といいますか、この辺をやはりある程度つかまえておかないとは思いますが。空き家、今住んでいらっやらないところと、あるいは全くの放置、20年30年の放置、危険きわまりないというようなそういうと

ころとの区別というのはやはり必要かなと思います。

それと、もう一つは、そういう今住んでいらっしやらないからといって、そこで犯罪が多発していると、空き巣が、あるいは窃盗が多発しているというようなことではなくて、本当にニュータウン、新興のところでも、家の人がおられるのにもうずっと入って持っていったしまったというようなそういう話も、いわゆる団体長会でこれは交番のほうから報告はございます。多分、そっちのそれと同じようなことで、安全な町づくり推進協議会、そして、これも運営委員会でも、区長さん方は団体長会で話がありますからそういうことも報告はなされていると思いますけれども、その辺のところでもトータル的にやはり考えていかなきゃいかんかなというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、空き家条例についての制定の御質問でございますけれども、今、佐賀県東部地区の空き家の勉強会が、前回6月27日、第2回目が8月27日にあったということで答弁しております。

内容につきましては、鳥栖市が主体となりまして、神崎市、それから上峰町、基山町、みやき町、吉野ヶ里町の2市4町でございます。

会議の中で、まず市町でその条例の必要性があるかというところが一番問題になってきております。当然、各町においては、もうすぐでも条例化したいという町もありますし、あるところについてはまだ協議していませんと。また、ある市では10月から空き家の調査を行いますということで、空き家については各市町のほうでいつ制定するかについてはまだ結果は出ておりません。

当然、空き家の内容につきましても、助言、また指導、また期限を定めて必要な措置をする勧告、それに応じない場合は公表ということは、当然条例の中でうたわれると思いますけれども、そのほかに、助成ですね。当然お金がないということで空き家の解体ができないということであれば、当然助成の、例えば2分の1なり3分の1、上限が例えば50万とか。それから、寄附ですね、解体した後の土地の寄附をどうするか。当然、町のほうでいただければ管理しなければならないというそういうものがあります。最後に、代執行ですね。これをどうするかということで、2市4町のほうで今の文言についてどうするかを、第3回目を9

月議会の終了後、10月初めごろ行うということでございますので、本町におきましても、先ほど言います助成問題、寄附の問題、代執行の問題を関係各課と協議しながら行いたいというふうに思っております。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この空き家は同僚議員が6月議会の中でも質問されておったように、それは確かに娘さんとか、あるいは売りに出て管理をされておるところもあるし、また、けやき台もやはり10何戸かは売りに出されておるところもあっておるといことでだんだん基山町も、本当に隣の家が空き家で草が生い茂っていれば環境も悪いし、隣の人迷惑にもなるという悪循環で、だんだん基山町も住みにくいなというようなことが叫ばれるようになってからでは遅いということです、その点やはり造園組合の方とか不動産業者関係で、人口増につながる、また防犯にもつながる、またいろんな税収にもつながる、住民税ですね、そういうのを十分考慮された上で、真剣に取り組んでいただきたいというようなところであります。

特に空き家の管理については住民の意識向上を図るのが狙いでもありますし、管理条例等をつくってやはり指導をしていただきたいというふうに思っておるところです。私がこう見た中で、やはりもうぼんぼろぼうになって木なんか茂っておるのが基山町でも二、三軒あるかと思いますが、こういうふうな管理条例をつくっておかないと、やはりその指導なりマニュアルなりがきちんとその所有者なんかにも伝わらない。強制執行もできない。そういうようなことからやはり早く、みやき町なんかも今回の管理条例等も策定されるようでございますので、9月の議会に上程されるということも聞いております。基山町も真剣に取り組んでいただきたいというふうなことで、この項目については終わらせていただきます。

次に、2の県道17号線県境の旧料金所跡地についてであります、これについては私も、19年の5月9日から無料になりまして、そのときにその周辺の開発なりいろんな面で質問したことがあります、いまだに無料化になって5年が経過して、やはりここもそういうようなことから、周りは個人の所有もありますが、草ぼうぼうになったりそのまま建物が放置されておるといことで、何らかの利用方法がないかということで今回質問させていただいたわけですが。

そういうことから、平成19年に質問したときに、この料金所跡地は本当に金曜日の夜なん

かは、県道17号線といいますと皆さん方も聞かれたかと思いますが、バイクの騒音が激しくて暴走族とかあるいは不審者のあそこに泊まりがけとか、そういうなこともたまに聞くわけですが、そういうようなことを聞かれたことはありませんか、町では。

○議長（後藤信八君）

どこですか、ここは。バイクの騒音とか。松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

バイク等はございませんけど、福岡県の下りのところに、トイレのところに猫がいっぱいいて、猫に餌をやっている状況は見ましたけれども、そういうふうな騒音関係については今のところは聞いておりません。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

私の部落は城戸というところですが、やはり金曜日の夜になりますと暴走族が17号線をよく夜中に走っておるわけです。そういうような関係で、あそこがちょうど広場になっておりますし、面積から見れば約4反、4,000平米ですか、そういうのがあるし、建物もそれこそあります。また、ここで管理については佐賀県の道路公社関係がされておるといようなことがあります。また、公衆用便所が上り、下りありますが、これは両方とも使っていないわけですか。そのまま閉めてありますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ちょっと上りが記憶ございませんけれども、下りは閉鎖されております。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

当時、先ほど私がちょっと言いましたように、19年に無料化になってからこの問題については、長崎街道物語もそのころ話が出ておったわけですが、19年2月16日に佐賀県知事に対して、鳥栖筑紫野有料道路の事務所の有効利用についてということで、基山町は県に対して陳情し、また提出をされております。また、4月27日には佐賀県土づくり本部に対して跡地

を基山町に譲っていただきたいということの旨を要望されております。そのときの回答が、基山町へ譲ってもいいよと、そのかわり有償ですよというようなことで答弁をされておって、その後、これは皆さん方も何回も一般質問等であってございました、農産物直売所がここに設置される予定で、基山町がそれを買ってそこにつくってもらうというのを相当、1年をかけて協議をされた経緯があるわけですが、なぜそのときにこの譲渡についての権利を基山町に譲ってもらえなかったのか。また、この利用について今まで何で基山町についてはほったらかしちゅうですか、そのままにしておったのか、ちょっとその点、何かわかれば。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

その件に関しましては、県のほうに申し入れはしてございましたけれども、県のほうでその辺の譲渡ができないということで、基山町としてはそれ以上手はつけておりません。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

今になっては、もう町もこれについては何ら利用する計画はないということですが、いまだにそのまま放置されておるといことで、次の田代副町長に県と町との橋渡しをして、何かこの辺の周辺の開発を進めたらどうかということでしたが、その辺について田代副町長は県に聞かれましたか。

○議長（後藤信八君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）

この件につきまして一応県のほうにも確認させていただきましたけれども、この料金所跡地については、県としては非常駐車帯として利用する計画であって、建物等についても今年度中にもう撤去するということで計画されているということで聞いております。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

実は、これはさっきおっしゃったように、当初は農産物の直売所をどうかなという事で私も検討しまして、そのために本当にあそこで農産物の直売所を、これはもう経営主体としてはやはり農家の方でしょうから、町があそこで販売所をつくるということではございませんでした。そういうことで農家の方とも話し合ってきましたけれども、どうもやはり農家の方も、もう個人の土地も入っておるといようなこと、それから寄りつきがどうかと、農産物を運び込む通路がちょっとどうか、個人の土地にかかるとか、そういうふうないろんな問題もございました。それともう一つは、やはりあそこはちょうどバリアがあったから、料金所駐車場があったからあそこで止まりよったけれども、あれがなくなるともう非常にあそこはスピードが出る場所なんですよね。だから、当初はコンビニが、いろいろ交渉もしておったようでございますけれども、もうコンビニもやはりあそこじゃ無理、だめだと、寄りつきがよくないといようなことで諦めたといようなそういう経緯もございまして、したがって、農産物販売所もだめだろうといようなその辺に至ったのかなと思いますけれども、いずれにしてもそういういろんな経緯はあって、結局何もできなかったといことでございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

今までの経緯はいろんな、その農産物直売所なり、基山町が有償でならば県は譲渡してもいいですよといような回答も前にはあっておって、本当に農産物直売所をここにつくろかなといような立ち上げも相当な協議がなされておったようです。

そこで、田代副町長が先ほど県に聞かれた中で、佐賀県で非常駐車帯としての利用の予定があるということですが、これは先ほど民有地も一部入っておるといことですが。民有地も所有者が管理してあるといことで聞かれましたが、そういうことになりますと、今度は民有地についてはまた借り上げをした中で、今現在もこれは賃貸料なんかも払われておるものか。この非常駐車帯としてといふうなことはどういふうなとを対象として利用されるのか。そこまで聞いてありますか。建物を全部壊されて、もうただ駐車場だけののっばらぼうのところでされる予定ですか。この非常駐車帯といふのはどういふうなときに利用されるわけですか。

○議長（後藤信八君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）

非常駐車帯の利用区域ですけれども、建物を撤去いたしまして、その一帯一面を非常駐車帯として使うということでございます。非常駐車帯がどういうものかということですが、やはり非常時に駐車できる場所、また事故等、また休憩場所等、そういう場合に駐車できる場所ですね。東側の下り側はなかなか駐車帯等がありませんので、あそこを一括して設けたいということでお伺いしております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

その割には面積がちょっと広すぎるなというふうに思うわけですが、せっかく施設も、さっき言いました建物の面積も主要道路も上り、下りあるし、前の管理棟なんかも三つもあつたり倉庫もあつたりするのがあるわけですが、こういうのを町で何か利用されないかなというふうに私も思ったところです。また、そういうような県のほうの考えもありましようから、基山町も何らかの形で、この辺の開発についてはひとつ協議を進めていただければというふうに思っておるところです。

それから、一番最後のこの周辺の開発、これは特にやはりその料金所跡地から基山高速道路への町道三国丸林線とかそういうような拡張工事、今回また泥取り作業があそこの周辺でも進められておるところで、泥がきれいにとれば広がるわけですが、その辺についても基山町も積極的に推進をしていただきたいというふうに思っておるところです。

それと、この近くに、私は17号線からけやき台の西側にバリケードをしてあるところがあるわけですが、けやき台の白坂久保田線がなかなか通過されないということで、今後も相当時間的に日数的にかかるんじゃないかということですが、この料金所跡地の周辺の近くに17号線をまたいだ、現在バリケードが張って通行止めを20年以上されてあるわけですが、なぜこの出入り口を開けて今の17号線につなげられないものか。そうすることによって、もう飯塚のほうなり福岡のほうなり簡単に行けるような橋があるわけですが、その点について何か聞いておられますか。バリケード張ったままの20年以上、西側です。17号線の上の、料金所の近くですよ、けやき台の4丁目。これは前にも池田議員からも相当、二、三回なぜ開けないかということで、三国丸林線なんかにつなげてその料金所に、何か理由があつとですか、

あそこ開けれない理由。なし開けちゃないとですか。20年以上開けてないが、上にせっかく橋のあつとですよ。やっぱりけやき台の……

○議長（後藤信八君）

どこですか。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今、議員おっしゃいますように、あそこにあります橋ですね、跨道橋の橋を開けてほしいというような要望がweb町長室で出たこともあります。しかし、あれにつきましては頑丈に閉鎖をしておりますし、そのときの状況はよく把握しておりませんが、やはり危険防止のために閉鎖をされているというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

あれは堅強なバリケードじゃないですよ。板をちょっと当てて、それに金網をこう巻いてあるだけです。それで、いつでもあれは本当にけやき台の方がやはり通勤とか三国のほうに抜けるような形、将来は町はあそこをおりた中でその17号線につないで、今言う旧料金所跡地の大きな道につなげれば便利じゃないかなというふうに思うわけですが、その点と、やはりスマートインターチェンジ、17号線の旧料金所跡地から高速道路のパーキングエリアまで、今回また相中に泥を全部取られるわけですが、それが今後進むわけですが、そこにやはり三国また丸林線の道路の拡張とスマートインターをつくったらということで、これも私は質問されたときに、国交省にこの資料は福岡資磨さんから相当資料をもらって町に上げた経緯があります。そういうことで、このスマートインターについては質問の中では「将来必要と思われるから、ETC設置は基山町の活性化促進の大きな要因になると思われるので、今後慎重に検討、研究します」ということで回答がなされておるわけですが、その点については全然協議をその後されていないわけですか。答弁書を持ってありますから。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

あそこのパーキングエリアのところにスマートインターをというようなこと、それは私もそれがあれば本当にいいなと、一帯の開発が進むなというようなことで、一時的に考えはいい

たしました。勉強会にも行ったことがございます。

だけれども、要するにスマートインターをつくるためには、それに上ったり下ったりする側道が必要だというようなこと。そしてもう一つは、やはり大きな道路に抜けられなきゃいかんというような、例えばあそこは3号線のほうに通り抜けができなきゃいかんと、それから、今度は17号線、これも平面交差じゃなきゃあんな段差があってもいかんというようなこと、その辺のいろいろネックもございました。それをさっきちょっと出ました長崎街道物語、あその会社があそこを一体的に考えてクリアしていけないかというようなそういう構想もあったと思います。

その辺のところは議員も御存じだろうというふうに思いますけれども、その後、やはりそれはかなりの3号線に行くにしたってJRもございますし、それから距離的な問題もある。ループ橋をかければいけないかというような話も一時はちょっとしたこともございますけれども、そういうふうなクリアしなきゃいかん問題があるもので、それも長崎街道物語もやはり考えられたのかなというような感じもいたします。したがって、ちょっと町単で本当にあそこにスマートインターチェンジをとりつけるというようなことは頓挫しておるといふことです。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

わかりました。当初申しましたように、やはり基山町は佐賀県の玄関口、また基山町の一番交通の要所といえあそこの高速道路のインターチェンジ、基山パーキングエリアですね。そして、今けやき台の一番先の西鉄が施設をつくりましたパークアイランド、これは本当に土曜日曜たくさんの車がとまっております。やはり基山のイメージ的には、相当基山のパーキングエリアは西日本一というような形で利用もふえ、特に買い物客も多く基山パーキングエリアは利用がなされておりますので、あの辺の開発については、長崎街道物語のそういうような民間関係の開発が来られた場合には町もやはり真剣に取り組んでいただいて、やはり県とか町とか国とかそういうような補助事業関係も十分調査の上で、私はしていただいたら、あの辺の周辺は山でもあるし田んぼでもあるし、一番農地として、農業には余り向かないところの場所ですので、開発が可能ではないかというふうに思っておるところです。

そういうふうなことから、将来についてはやはり町も、料金所跡地を単なる非常駐車場と

して更地のそのままにしておく必要はないと思いますので、県との協議の中で進めていただいたらというふうに思っております。

あと、時間がございませんが、やよいが丘温泉施設についてですが、この施設については24年9月7日、二、三日前の新聞ですが、日帰り温泉、名称も決まったようです。「日帰り温泉施設やよいが丘山楽」というような形で、25年7月にオープンというように新聞に24年9月7日に載っておったようですが、この開業に伴い、基山の住民の方も相当やはり、今、小郡の250円の温泉によく入りに行かれる方が多いということも聞かれますが、それなりに基山町は、やはり基山町の土地でもあった関係で関連があるわけですが、この施設の中に町としてのかかわりは何か、協定書の中での何かこっちからの要望をされておりますか。

例えば吉野ヶ里町とかあるいは山茶花の湯とかそういうような温泉施設、またその隣のアマンディとか筑紫温泉の中には、農産物なんかも置いてあるし特産品なんかも置いてありますが、そういうような施設も、例えばこれがオープンされたときには、町としても願う考えはあるのか。やはりあそこに置いてもらうというふうな形で、山茶花の湯とか吉野ヶ里なんかもちゃんとあるじゃないですか、いろんな農産物とかを売るとがですね。そういうのはやはり取り決めて、町民のために何からの形でかかわっていただきたいと思いますが、その辺の考えはどうなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

当該企業と実を言うと協定を結んでいるわけではございませんので、今のところ、そういうところに町内のそういう物品を販売するコーナーを設けるとかという話は何もしておりません。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうふうなところが、やはり町は町有地を安く4,000万円ぐらいで1,800平方メートルからのところを売っておるんですよ。だから、そういうなときは一番初めの協定のときに、こういうような施設ができれば、やはり山茶花の湯とか吉野ヶ里温泉みたいに農産物なんかを置いてもらう、特産物を置いてもらう。また基山の大興善寺とかそういうようなところの

PRのパンフレットを置いてもらうとか、そういうふうなスペースぐらいは、鳥栖がアウトレットで案内所なんかをつくっておりますね。そういうのはやはり初めからお願いしておくというのが本当の協定でもあるし、町の無償でもらたとば4,000万円で売ったからということですが、そういうのばやはり条件をつけていただきたいというふうに思っておるところです。

それから、最後にですが……

○議長（後藤信八君）

いいですか。小森町長。

○町長（小森純一君）

何のお話もしていないということではございません。それは売店は当然設置されますから、地元基山の物産、商品売ろうと。それから、食堂もございますから、食材は基山のものを優先して使うと、そういう協定書を書いてどうこうじゃございませんけれども、約束というか、口約束だけはいたしております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それから、確かに当初の計画を20年にもらったわけですが、当初の計画から今回地元の説明会するとき、三ヶ敷東に先日もされたということで、変更が相当あっております。道路の変更とか建物のですね。それは理由については、やはり近隣の電子メーカーであります精密機械関係の方が、パイルとかそういうふうな工事関係で会社に影響を及ぼすということで道路の変更なんかをされておりますが、要は基山町がこの施設の中に道路を16メートルつくっておりますが、これについての利用はあとどのように考えておりますか。この温浴施設の中に無償で貸すわけですが、今現在使われておると思いますが、これは工事期間中は借用で賃貸料なんかも取っておりますか。その点どうなんですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

道路予定地につきましては、行政財産の使用料をいただくようにいたしております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

将来は、同僚議員がこの塚原長谷川線、せめて三ヶ敷金丸から、これは名前を挙げたらいかなでしようけれども、村山覚さんの近くからこの道路に、そして三叉路の信号機のあるところあそこまでは、やはり午前中に同僚議員が、三ヶ敷3号線ですか、特に通学また道路の真ん中を用水路が入っておるといような形で舗装もしていないといようなことがありましたので、私は今のうちにここの道路沿いの分だけは、せっかく16メートルを町は何のためにこれはとっておる予定ですか。将来、道路をつくるための予定で16メートルをとっておると思いますが、その点どうなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

どっちですか。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

それにつきましては、町の中で将来の道路の体系としては、塚原長谷川線の延伸を検討するという事はうたっておりますので、弥生が丘の北交差点、そこまでのことを考慮して、その19メートルだと思いますけれども、19メートルの幅は確保されているというふうに理解をしております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

せっかく中央を、弥生が丘の今問題になっておる信号機の設置のところ、早く町との協議をしていただいて移転をしていただいて、やはりこの道路をつくっていただいたらと。せめて長谷川塚原線ではなくて、三ヶ敷の道路からあそこまでをすれば、通学路もあるし、基山町の方もこの温浴施設はここを通れば一番近いし危なくもないし、ぐりっと回らんでもいいというふうに思うわけですが、その点、やはり真剣に考えていただきたいと。

それともう一つは、三ヶ敷の3号線の中で、この施設についての地元説明会がありました。その中で要望とかあるいは意見とか、説明会等は町の職員もこれは出席したわけですか。ちょっとその点、どうぞ。どんな意見が出されましたか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

いろいろな意見がありました。井戸水の心配とか、お墓とか、自分のうちから見えるということでプライバシーの問題も言われました。それから……

○議長（後藤信八君）

時間ですよ。（「町は出席したかどうか」と呼ぶ者あり）回答まで。

○企画政策課長（木村 司君）

出席しました。

○議長（後藤信八君）

もう時間がありません。（「あとちょっと、真剣に考えてください」と呼ぶ者あり）

以上で林 博文議員の一般質問を終わります。

ここで15時40分まで休憩します。

～午後 3 時30分 休憩～

～午後 3 時40分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

大変お疲れさまでございます。きょうの最後でございます。よろしくお願いいたします。

日本共産党基山町議団の松石信男でございます。

私は、いつも申し上げているわけですが、町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、2項目について町長並びに各課長にお伺いをいたします。

質問の第1でございます。基山町の国民健康保険事業の現状と課題について。

これは6月議会でも申し上げましたが、引き続きお尋ねをいたします。

市町村の国民健康保険事業は、1961年に社会保障として全ての国民に医療を保障するものとして始まってから、ことしでちょうど50年になりました。誰でもどこでもいつでも保険医療が受けられる国民皆保険制度がスタートして、半世紀がたったわけであります。

ところが、50年たった現在、国保財政の悪化による国保税の引き上げ、無慈悲な保険証の取り上げなどで、全国で住民の暮らしと健康、命が脅かされる事態が出てきております。医療崩壊とか国保制度の崩壊だという指摘さえなされております。

私はここで、ことし4月29日付佐賀新聞の「市町国保広域化にも課題多く」と題する記事を紹介しながら、現状や問題、改革の方向について議論をしてみたいと思います。

まず、記事を御紹介いたしますと、佐賀県内の各市町が運営する国保の財政が悪化の一途をたどっている。市町国保の加入者の多くが高齢者や低所得者で、財政的に構造的な問題を抱えている。赤字自治体では一般会計から補填を決めたところもある。県や広域連合などを運営主体とする広域化に向けた検討がされているが、課題は多い。国保加入者の職業別世帯構成で見ると、1961年当時、農林水産業と自営業で7割弱を占めていた。それが現在では2割を切り、かわりに高齢者や無職の人、非正規労働者がふえている。これでは保険税収入が上がり、保険税自体も引き上げるのは難しい。2010年度の単年度収支で見ると、赤字の県内自治体は13市町に上り、累積の赤字を抱えるところは8市町ある。国保特別会計が立ち行かず、一般会計から法定額以上の繰り入れをする自治体もある。このため国保制度は既に崩壊しているとまで言う県内首長もいる。国は国保財政の基盤強化に向け、2010年度に国民健康保険を改正、都道府県が国保の広域化支援方針を定めることができるようになった。市町単位での運営を県や広域連合で運営する広域化の方策が、佐賀県と市町の間で協議が続いている。

ちょっと途中を省きまして、国保の財源不足は低所得者、高齢者の増加が主な要因なので、広域化しても厳しい運営を強いられそう。そこは制度設計をした国が財源手当の責任を持つべきだ。国保制度のあり方そのものを考え直す時期にも来ていると結論づけているところがあります。

私も、国保財政悪化の原因についてはそのとおりではないかというふうに考えます。そこで、財政悪化の原因について検討したいというふうに思います。

まず、一つ目ですが、基山町の国保世帯主の職業構成の変化についてお尋ねをいたします。基山町の国保世帯主に占める年金生活者などの無職者の割合は幾らになっておるのでございましょうか。

二つ目に、国保加入世帯の所得段階別構成比と短期保険証、資格証明書の発行件数についてお聞きをいたします。

平成22年度では国保世帯の平均所得は105万3,121円であります。所得階層で100万円以下、150万円以下、300万円以下、500万円以下、500万円以上別の割合と短期保険証と資格証明書の発行件数を教えていただきたいと思います。

三つ目に、1984年度の国民健康保険制度の改悪によりまして、全国的には国保総収入に占める国庫支出の割合は、1980年度の57.5%から2010年度は25.6%に半減をしておりますが、基山町ではどうなっておるのでございましょうか。

四つ目に、国保財政の厳しさと問題点についてお尋ねをいたします。

まず、国保税の町民負担が重いことについてでございます。さきの議会で私は、モデル試算例として、基山町の自営業で年間所得200万、夫婦子供の4人家族で国保税は幾らになるのかと尋ねたところでございます。答弁では40万8,900円、所得の2割となっておるところです。このように国保税が高いことについてどう思われるのか、御見解をお聞きをいたします。

次に、国保世帯の所得の減少と国保税の増加についてお尋ねをいたします。平成3年度と平成23年度の平均所得と国保税額は幾らでございましょうか。

次に、年々収納率が低下し、滞納額の増加、短期保険証、資格証明書の発行が増加していることについての御見解を求めます。

高齢者の増加について、平成14年度と23年度の高齢者数についてお知らせを願いたいと思います。

五つ目です。国保の広域化、これは佐賀県一単位化ですが、この動きと広域化支援方針についてお尋ねをいたします。国保の広域化支援方針はどうなっているのでございましょうか。

次に、佐賀県市町国保広域化等連携会議が何回か開かれておりますが、その内容について御説明をお願いをいたします。

質問の第2は、国民の最後のセーフティネットとしての生活保護制度のあり方について質問を行います。

ことしに入って生活保護制度にかかわる相次ぐ餓死、孤独死する事件が発生をしています。たくさんありますけれども三つほど例を挙げますと、1月12日釧路市84歳の夫と72歳の妻、1月20日札幌市42歳の姉病死と40歳の障害を持つ妹の凍死、2月13日立川市45歳の母親と4歳の障害を持つ息子など、これらのように働ける年齢層でかつ複数世帯の餓死、孤立死が続いて発生するという状況は初めてではないかというふうなことも指摘もされているところであります。

これらの事件の背景として、日本の貧困が年々拡大していること、それぞれの新聞報道されたケースのほとんどが、生活保護を受給することなく、生活保護基準以下の生活で体が衰

弱し餓死に至っているとも言われています。そして、皆さん御存じのように、人気芸人の母親が生活保護を受けていたことをきっかけにして、生活保護のあり方や扶養義務を巡る報道が新聞やテレビでなされ、各地で生活保護に関するシンポジウムなどが開催され、議論がなされております。

そのような中で、小宮山厚生労働大臣は、「扶養できるのにしないのは制度の信頼を失う。義務者には責任を果たしてもらいたい」と扶養義務の強化を強める考え方を表明し、給付水準の10%の引き下げや就労支援の強化などを打ち出そうとしております。このことに対しまして、生活保護受給者や関係者からはとまどいと批判の声が上がっております。

そこでお尋ねをいたします。

まず一つ目ですが、そもそもこの生活保護制度、これの目的ですね、これは一体何なのか。

二つ目に、生活保護の不正受給についてどのように考えられるのか。

三つ目に、親族の扶養義務については一体どのようになっているのか。

四つ目に、生活困窮者、要保護状態の人ですが、この把握はどのようにされているのか、お伺いをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

松石信男議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1項目め、国民健康保険事業の現状と課題、広域化についてということで、(1)国保世帯に占める年金生活者などの無職者の割合は幾らかというお尋ねでございます。

納税義務者の主たる所得別割合は、これは平成24年8月現在でございますけれども、所得なしまたは未申告が22%、それから給与所得が21%、それから年金所得が44%、営業所得が8%、農業所得が1%、そしてその他の所得が4%となっております。

(2)国保加入世帯の所得段階別構成比と短期保険証、資格証明書の件数についてということで、所得で100万円以下、150万円以下、300万円以下、500万円以下、500万円以上別の割合とそれぞれの収納率、短期保険証、資格証明書の発行件数ということでございます。

国保世帯別所得段階別構成比は、これは平成23年度の数字でございます。100万円未満が52%、100万から150万円未満が15%、150万円から300万円未満が23%、300万円から500万円未満が7%、そして500万円以上が3%でございます。

資格証につきましては3世帯、短期証の7月更新時の世帯数は106世帯でございます。世帯の所得別の内訳は、100万円以下57世帯、150万円以下18世帯、300万円以下17世帯、500万円以下が7世帯、500万円以上が10世帯でございます。

(3)全国的には国保総収入に占める国庫支出金の割合は、1980年度の57.5%から2010年度は25.6%に半減をしているが、基山町ではどうかということです。

基山町における繰越金を除いた収入に占める国庫支出の割合は、1980年（昭和55年）度は75.5%、2010年（平成22年）度は26.4%となっております。

国庫支出金だけで見ると大幅に減少はしておりますが、県支出金や前期高齢者交付金などその他の収入を含めると、1980年（昭和55年）度は75.7%、それから2010年（平成22年）度は75.9%となっております。

補足いたしますと、収入に占める税収の割合は、1980年度は24.3%、2010年度は21%となっており、負担率としては余り変わってはいないということでございます。

(4)の国保財政の厳しさ、悪化の原因と問題点についてでございます。

アの、国保税の町民負担が重いことについてでございますが、医療費の増加や介護保険制度、後期高齢者医療制度によって国保財政の総枠が大きくなっており、被保険者の方の負担感も高いと認識をいたしております。

イの、平成3年度と平成23年度の平均所得と国保税額は幾らかということでございます。

平成3年度の一世帯当たりの平均所得は372万4,572円。一世帯当たりの国保税額は16万5,056円でございます。それに対して、平成23年度の一世帯当たりの平均所得は103万4,488円。それから、一世帯当たりの国保税額は19万3,905円となっております。

ウの、収納率の低下、滞納額の増加、短期保険証、資格証明書の増加についての見解はということでございますが、最近の長期不況によるリストラや倒産等による被用者保険から国保へ加入してくる者の急増及び就業意識の変化によるフリーター、人材派遣会社登録者等で国保に加入してくる者、外国人加入者の増加は、収納率の低下をもたらしていると思います。

エの、平成14年度と23年度の高齢者数は何人かということでございます。

平成15年3月31日現在の高齢者人口、いわゆる65歳以上の方は3,072人。平成24年3月31日現在の高齢者人口は3,944人でございます。

(5)の国保の広域化の動きと広域化支援方針についてのお尋ねでございます。

国保の広域化支援方針はどうなっているのかということでございますが、平成22年の国民

健康保険法の改正により、都道府県は国民健康保険事業の運営の広域化または保険財政の安定化を推進するために、広域化等支援方針を定めることができるとされました。佐賀県においては、平成22年12月17日から平成25年3月31日を対象期間として、広域化支援方針が定められました。

内容としましては、1. 事業運営の広域化、2. 財政運営の広域化、3. 収納率目標等の標準設定となっております。

この、佐賀県市町国保広域化等連携会議の内容はということです。

佐賀県国民健康保険広域化等連携会議は、広域化支援方針の策定に当たって、県が市町村の意見を聞くとともに、必要に応じて意見の調整を図るために設置されております。

2の生活保護制度の運用について。

(1)生活保護制度とは何かということでございます。

生活保護制度は、日本国憲法第25条に「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、この規定に基づいて、この憲法により保障される生存権を実現するための制度の一つとして制定されました。

このことは生活保護法第1条に「国が、生活に困っている方々に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立をするための援助が受けられる」とした国民の権利としての制度でございます。

(2)不正受給についてどう考えるかということでございますが、不正受給につきましては、これはやはりあってはならないことだと思います。

町としましては、実施機関であります佐賀県保健福祉事務所に指導等の充実をお願いしているところでございます。

(3)親族の扶養義務についてはどうなっているかということですが、現在の生活保護法は、親族の扶養義務につきましては生活保護の要件とはなっておりません。

(4)生活困窮者、いわゆる要保護状態の人の把握はどのようにされておるかということでございますけれども、生活困窮者（要保護状態の人）の把握につきましては、民生委員、基山地区地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域ケア会議構成員、つまり警察、郵便局、消防署、介護事業者など等や関係機関と連携しながら、把握に努めておるところでございます。以上です。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それでは、2回目の質問に移りたいと思います。

まず、一つ目の国保加入者の職業別構成の変化についてでございますけれども、答弁によりますと、基山町では現在、給与所得者、いわゆる非正規労働者と年金生活者で65%、所得なし、または未申告者も合わせますと87%、約9割ですね。自営業と農林水産業では9%、約1割となっています。今から50年前の国保制度のスタートの当初は、自営業と農林水産業で7割弱を占めていたと全国的に言われておりますが、基山町ではこれが現在約1割に減少。かわりに非正規労働者や年金生活者などの無職者が約9割を占めるようになってきていると思います。

これらから判断されるのは、基山町の国保加入者の構成は、いわゆるワーキングプアといわれる年収200万円以下の非正規労働者と無収入や年金収入だけで暮らしている人たちが大多数を占めているということになるのではないかと思います。どうでしょうか。御見解をお聞きします。どちらでも結構です。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

ただいま議員おっしゃいましたことについてお答えします。

ここに先ほどお答えさせていただきましたのは、納税義務者の主な所得についての割合でございますので、確実な職業別に割合を示したものではありませんが、それに近いものだというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今、それに近いものと言われました。これについては、佐賀県の広域化支援方針の中にもこのような記述がなされているところでございます。

次に、国保加入世帯の所得別構成ですけれども、答弁によりますと、年間所得が100万円未満の人が過半数、150万円未満を加えますと約7割を占めております。このことは低所得者の人が大多数を占めているということになると思いますけれども、御見解はどうでしょう

か。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

先ほど御回答申し上げたとおり、そのとおりでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それと、所得との関連で、年間所得100万円未満では正規保険証がない世帯が57世帯です。半分以上になります。所得150万円未満まで加えますと、約7割の方が正規保険証がありません。つまり年間所得額と正規保険証がない世帯はほぼ正比例しているというふうに思いますけれども、このことについての御見解をお聞きをいたします。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

今、議員がおっしゃいました資格証とか短期証の問題だというふうに思いますけれども、現在、資格証の方が3世帯、短期証の方が106世帯ということになっておりまして、その中で100万円以下が52%ということになっておりまして、ちなみに500万円以上の方も10世帯いらっしゃいます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

見解は述べられていないんですけれども、つまり、所得が低い人ほど正規保険証がないと、短期保険証とか資格証明書が多いということについて、どう思われるのかということなんですよ。ですから、私は、国保税を払いたくても払えない、そういう実態があるんじゃないかと、そういうふうに思っているわけなんですけれども、課長、済みません、もう一回見解を。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

確かに所得と比例いたしまして、短期証の世帯はあるということでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

次に、国保の総収入に占め国庫支出金ですけれども、今から30年前は75.5%あったのが、今は26.4%しかないという答弁がありました。いわゆる3分の1減ってきている、大幅に減少しているわけですね。この間、政府は国民健康保険法を改悪して、定率国庫負担を大幅に減らして、都道府県の調整交付金に移しかえて肩がわりをさせてきております。会社などの社会保険、いわゆる被用者保険ですが、これは費用の半分を事業主、会社が負担をしておりますけれども、その事業主負担に当たるものは国民健康保険制度はないわけですね。ですから、もともとその手厚い国庫負担なしには成り立たない制度なんです。その負担割合が減少している。その分、加入者負担として転嫁されて、この高い国保税となって、国保の財政悪化になってつながっているというふうに思いますけれども、これについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

確かに昭和55年当時は、国庫の支出金ということで一本で75.5ということになっておりましたけれども、現在の制度といたしましては、確かに国庫支出金というのは減っております。減っておりますけれども、それにかわる前期高齢者交付金なり、あと県支出金関係が、あと財政調整交付金とかいろんな形でお金が来ておりますので、総体的な、全体的なパーセンテージは75.5でしたけれども、現在、22年度につきましては75.9ということで、公費負担という観点から見ると変わっていないということでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

私が申しているのは、先ほど言いましたように、政府は定率国庫負担、これを減らして、県の調整交付金に切りかえてくるということをやっているんだと。そのとおりなんですよ。そして、今度の広域化するにしても、定率国庫負担金を減らして、県の調整交付金を

ふやすわけですよ。私が言っているのは、国から直接ダイレクトに各市町村にお金があるその額が、割合が減ってきているのではないかと。それがやはり最大の原因じゃないのかと。その分、県の考え方でどんなにも調整できるとか、ほかのいろんな名目で今度は入れると。だから、ダイレクトに入る国の国庫支出金、定率国庫負担金ですが、これは基山町がもう自由に使えるわけですよ。自由に使えるというのは何だけれども、国保財政で色がついていないわけですよ。これをどんどん減らしてきていると。そして、県の調整交付金に変えたり、ほかのいろんな名目に変えたりしてきていると。だから、国がやはりここに減らしてきたのが、非常に厳しくなるという背景があるのではないかとということをお願いしているわけですね。その辺はちょっと、「いや、まあいろいろありまして」ということであつたけれども、その国庫支出金については、限って言うとうどうなんですか、その辺の、私の言った内容についてどのようにお考えですか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

確かにことしの4月1日から国庫の定率負担が34から32になったということと、あとその2%分は県のほうの調整交付金として2%上積みされたということで、国の支出分としては34から32に減ったと。そして県の支出金に対しては7から9にふえたということで、ことしの4月1日からそういうふうになっております。

基山町としましては、当然ダイレクトで来た方が一番、それはもう議員のおっしゃるとおり、ダイレクトで来た方が一番いいです。今は7%の県の調整交付金がありますけれども、そのうちの5%が医療分の定率分として来ているということで、その2%分をそちらのほうに乗せてくれればよかったですけれども、まだはっきりとは決まっておられませんけれども、2種交付金のほうに一応回そうというような県の考えがありますので、そこの辺は今連携会議等を通じて、あとは実務者会議、これはもう課長が全員入っておりますけれども、20市町ですね、その中で議論をやっておりますので、基山町としてはダイレクトでくださいということを常々申し上げているところでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そこがやはり一番私は問題点じゃなからうかというふうに思うわけですね。

その点については、全国知事会とか全国市町村会などは国に対して従来の枠を超えた国庫負担割合の引き上げ、これを要求をしています。つまり、国庫負担の引き上げこそが今の国保再建の、国保財政を立て直す道であると。これが今いろんな党派やいろんな立場の違いを超えて、一手になっているというわけでございます。

この辺で、町長にお聞きしますが、どう考え、国にもうちょっとというか、もとに戻してくれと、直接国の国保にやってくれと、途中どまりではなくて。こういうのをやはり申し上げるということが必要だと思いますけれども、町長はどのようにお考えですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに議員おっしゃるように、そして、先ほど課長のほうからも言いましたように、国から直接の支出金が直接入るといふこと、これが一番もうはっきり我々もわかるわけですから、そこにいろいろからくりがどうのこうのではなくて、それが一番ベター、それこそベターだといふふうに思っております。

それから、国保会計でございますけれども、確かに議員がさっきおっしゃいましたように、社会保険というのは企業が半分負担しておるといふようなこともあるわけですから、非常にやはりその辺のところは本人負担という意味では、かなり厳しいものがあるかといふふうに思います。この辺もやはり何とか考えていかなきゃいかん、国保運営制度自体をやはり考えるべきかもしれないといふふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

かもしれないということで、ちょっと尾びれをとって申しわけないんですが、今、そういう状況に来ているんですね。だから、新聞報道とか、本当に国保の担当者の方は非常に苦慮されていると。さて、どうしたもんかと。国保税に転嫁していいもんかと。引き上げれば済む問題なのかと。非常にどの現場も、やはり担当者も、もちろん首長もでしょうけれども、非常に苦慮されているんですよ。これはおわかりだと思いますけれども。

それで、先ほど国保税の町民負担は高い、重いと、そういう認識を示されたと思います。

答弁によりますと、昨年の基山町の国保世帯の平均所得は103万4,000円となっております。これが今から20年前の平成3年度ですが、比べますと約269万円のマイナスですね。7割も下がっています。平均所得に対する国保税負担は、20年前の4.4%から18.7%と約2割近く大きく上がってきているわけです。つまり、所得は大きく下がる中で、国保税がどんどん上がってきていると、こういう状況なんです。ですから、町民の方から「国保税が高い」と、「高すぎて払えない」と、こういう声が出のは当たり前じゃないでしょうか。その辺、町長、今どのようにお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

詳しい数字は私もちょっと判断しかねますけれども、確かにこれだけ見ると、平均所得というのがえらいこう低くなっておるといことでございます。これは大体どうなんでしょうかね。単純にそれだけ国民一世帯当たりの収入が減ったということ、それなのかな。それとも、国保に関しましては、特にあの大型開発、基山町ございました。ちょうど平成になる前ぐらいからずっと大型開発がありまして、それによつての平均所得という、その辺の要素も多分にあるかというふうには思っております。いずれにしましても、見ましても、やはり納税者にとってはかなり高額負担率だというふうな感じはお持ちだろうというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ですから、もうこのような傾向というのは基山町だけではありませんで、全国的な問題なんです。全国的にはこの国保税の加入者負担が余りにも高くなってきているということで、全国の市町村でも、何回も今まで申し上げましたけれども、国保会計に一般会計から繰り入れる支援を行っているわけですね。ところが、これも言ってまいりましたけれども、基山町では全く支援はなされてきませんでした。町としてのやり方では、医療費がふえて国保会計がきつくなると、国保税を引き上げて黒字にして基金に積み立てる。その基金を使い切り、赤字になると国保税を引き上げると。これを繰り返してきています。ですから、国保加入者の負担軽減は何もやってきていません。こういうやり方、いわゆる先ほどからるる数字の上

で、数字は冷厳なんです。数字ははっきりしているんです。だから、こういうふうに国保世帯の生活実態が悪化しているそういう中では、私ももうもはや限界ではないかというふうに思うわけですね。

基山町は再来年から国保税の引き上げをお願いしたいということが言われてきています。今後も国保会計に一般会計からの繰り入れなどの支援を行わないとすれば、結局、医療費の増加に伴って基山町の国保税は限りなく引き上げるということになるのではないのでしょうか。今でも重い負担がさらに重くなり、これは滞納がふえてきます。それを滞納者を減らすとして、正規保険証を取り上げる、資格証明書、短期保険証、これを発行する、そういうのを強化していけば、ますます低所得者が病院にかかれなくなると。医療制度から排除すると、そういうことにつながると。それはどういうことかということ、町民の安全安心、町民の命と健康を守れないと。一体国民健康保険制度とは何のためにつくったのかと、何のための制度なのかと、こういう根本問題が、私は問われてくると思うんですよ。

そこで、今、こういう問題というのが全国的な課題でありまして、民主党政権というのは、何とかせにゃいかんということで、広域化すれば、各市町村を一本化して佐賀県一本にすればよくなるというような言い方に聞こえるんですよ。本当かなと。平成27年度ですよ、から実施をされると言われています。国保の広域化、県一本化ですね。そこで、これらいろんなさまざまな問題が解決できるのかということなんですよね。この広域化というのは、市町村国保同士の助け合いであって、国や都道府県から新たな財源がおりてくるわけではないと。これは政府も言っているわけですよ。国は新たな財源やりませんよと。助け合ってくださいと。こういうことなんです。

そこで、3点ほど、担当課長、お聞きをいたしますが、この医療費の給付が広域化されることで、確かに保険財政の規模は大きくなりますが、大きくなるわけですが、まず一つ目に、それでは、国保税の引き上げは今後行われないと、このことで行われませんと言えるのかどうかですね。これが第1点目。

第2点目、国保税の滞納は減少して、収納率も向上して、保険証の取り上げはなくなっていくと。いわゆる短期保険証、資格証明書の発行もなくなっていきますよということになるのかどうか。

3点目、基山町の国保の財政はこれでよくなるのかどうかですね。

その3点について、御見解をお聞きします。（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（後藤信八君）

どっちですか。（「先にお話ししてよろしいですか」と呼ぶ者あり）さっきの質問。（「さきの町長のお答えのちょっと補足をさせていただきたいと思いますので」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

じゃ、天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

先ほどの平成3年度の平成23年度の平均所得と国保税の税率のことですが、これにつきましては、確かに平成3年度が23年度より3倍近く、3倍以上になっておりますが、これにつきましては、その当時、鳥栖北部丘陵内の大型開発が進行中でありましたので、譲渡所得が大幅にふえております。その際の影響がありまして、この時期、ここ平成2年、3年から四、五年ぐらいまでの間につきましては、大幅な平均所得のアップになっております。

それと、平成3年度の国保税の限度額は44万円で、所得割が8.5%というふうになっておりますし、現在は51万円の所得割8.9%。これに後期高齢者、それから介護保険というのが別にありますので、所得が低い割には現在の一世帯当たりの国保税の額は上がっておるといような状況でございます。補足で説明させていただきました。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

えっ、さきの回答。（「ごめんなさい」と呼ぶ者あり）眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

まず、第1点目の広域化の問題ですけれども、今の基山町の現状よりも、広域化になったほうが基山町にはプラスになるのではなかろうかというふうに、うちの担当課としては判断をいたしております。

それは何でかと言いますと、もう何回も私言っていますけれども、透析患者の方が例えば月に50万かかる方が10人ふえれば月に500万ふえると。500万円ふえたら年間6,000万ふえるということで、小さな保険者ほど、そういう患者が出てくれば非常に綱渡りのな財政運営をやっていないかんといいふうなことになりますので、規模が大きかったほうが、割合的にはそういう患者の方が出ても、割合的にはしのげていけるのではなかろうかというふうな判断をいたしております。

それと、国保税は広域化になって上がらんのかという話がありましたけれども、これも佐賀県内の広域化になったときに全体の医療費が当然関係してきますので、ないのかと言われ

ると多分医療費によって上げ下げ、下げはないとは思いますが、なるというふうに思っております。

基山町、これはあくまでも推測なんですけれども、基山町は今例えば広域化になれば、基山町の今の国保税と比較しますと幾らか下がるのではなかろうかというふうな判断をいたしております。

それはなぜかと言いますと、基山町が医療費が佐賀県内でもトップクラスで高いということになりますので、当然広域化になった場合には高いところから低いところへ流れていきますので、それをプールするような形になりますので、当然基山町の国保税自体は一本化になれば少しは安くなるのではなかろうかという判断をしております。

それと、もう一つ、滞納者の関係の話がありましたけれども、これは滞納者の世帯が109世帯、現在ございまして、半分、6割ぐらいは確かに低所得者の方がいらっしゃいます。その方々につきましては、広域化になっても負担感が重くのしかかって、実際にまた滞納者になれるかもわかりませんが、その109世帯のうち4割ぐらいにつきましては、十二分に払える能力があるということで滞納者になっているということがありまして、その辺は60%、40%なんですけれども、しっかり見きわめた上で、しっかりまた短期証なりの対応をしていかなばいかなというふうにちょっと思っております。

それから、もう一つ、財政はよくなるだろうかという話がありましたけれども、これは現制度のままずっと国保の運営をしていくとするならば、現状からそんなに変わらないというふうに思っております。

いま一つ、言われておりますのが、社会保障と税の一体改革で国保に何らかの手立てをするというふうな、今、現政権の民主党政権が言っておりますので、まだそれはどういうふうになるかわかりませんが、消費税の上った分につきましてはそちらに回すというふうに言っておりますので、それもまだわかりませんが、一応そういう話になっておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

確かに、今課長が言われたように、一時期、基山町は安くなったりするかもしれません。国保税。しかし、医療費の動向と言われましたよね。県内全体のね。だから、これはいずれ

にしても、この先引き下がることはちょっと考えられないということをおっしゃったから、これは引き上がって、引くんですよ、これは。引き上がっていくと。引き下がるということはないと。

ですから、さっき低所得者の人が6割近くで正規保険証がないと。これも解決できないと。解決できると言えますか。できないんですね。ですから、非常に広域化というのはいろんな問題があるというわけでございます。

それでは、どうするのかという部分なんです。この国保の制度、問題をどうとらえて、どうするかであります。

それで、まず、国民健康保険制度は何なのかという原点に戻る必要があると思うんです。国保のポスターにこのように書かれています。「国民健康保険はみんなで支え合う制度です」と、こういうことが書かれています。下にポスターあるけん、課長は知っちゃって思うけど。あそこに書かれていますよ。女の人がこう写ってね。「みんなで支え合う制度です」。つまり相互扶助制度なんだというような書き方なんです。そうなのか、ということなんです。ですね。

いわゆる国保については、病気やけがのときにその医療費に充てるために加入者の皆さんでお金を出し合って、みんなで助け合う相互扶助の制度だという見方ですね。こういう見方もあるんです。しかし、これは社会保障制度なんです。もし、相互扶助制度であれば、加入するか加入しないかは自由なんです。ところが、これは国民皆保険で、保険法にも言われているように、加入を義務づけられているわけですね。だから、憲法25条や国民健康保険法第1条に書かれているように、国保というのは町民の命とか健康を守る社会保障制度ではないのかということなんですけれども、この辺、町長、御見解をお願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

社会保障制度の一つだというふうには思っております。

それと、全ての者がみんなで相互扶助、助け合っというふうな、そういうものなのか。どうも私も疑問なのは、さっきもちょっと言いますように、やはり社会保険ですか、勤労者、勤めてある方のそれと国保と比べると、どうも同じような感覚だけじゃいかんのかなというふうな気は、私もしております。そういうところから、やはり国の制度設計なり運用なり、

この辺のところはやはりしっかり国に訴えて、考えてもらわなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

しっかりと社会保障制度なんだという立場に立つことが出発点だと思います。解決の糸口の。

そういう点で、平成22年6月議会で、私が町長に対して、国保会計に一般会計から繰り入れをしたらどうかというふうに申し上げました。そのとき、小森町長は、「国保に加入していない方の負担もすることになるので」という言い方で、一般会計からの繰り入れはできないというような見解を示されたと思います。

しかし、税金を払っているのはサラリーマンだけではないわけでありまして。自営業者も年金生活者も中小業者も大企業も全部払っています。みんなで負担した税金を国民の命と健康を守るために使うというのは当たり前じゃないですか。その辺、町長、どのような御見解ですか。変わりませんか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その辺のところは、やはり責任転嫁じゃございませんけれども、国がしっかりとやはりそれはとらえて考えていくべき問題かなというふうに、私は思います。ただ、本当に一般会計から繰り入れまかりならんというその考え方が本当に全てかというのと、そういう問題でもないのかなと思います。

ただし、やはり安易な一般会計からの繰り入れというのはちょっと考える必要もあろうかと。それをやったところがずるずるとやはり大きな国保の財政の赤字というような現実もあるようでございますので、そこはしっかりと見きわめていかなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

どうも町長の頭の中には、いわゆる国保税と医療費はリンクしていると。医療費上がるんなら国保税上がるのは当然じゃないかというような考えがありそうなんですよ。ないようなら、後で言ってください。

公的医療保険は負担と給付がリンクしないというのは、これは当然なんですよ。そうでしょう。民間保険は全部リンクしとつとですよ。私、ちょっと調べてみたんですけども、余り時間がないけれども、テレビで宣伝している何とかという会社、保険金によって、例えば1日の入院で幾ら出るとか病気になったら幾ら、全部違うんですよ。支払う額によって全部違うんですよ。民間保険はリンクしとつとですよ。公的保険はリンクしないのが当たり前です。だから、高い負担をしないと必要な給付が受けられないという考え方にもし立つとするならば、それはあんた、民間保険と同じという格好になる。結局そうなると、低所得者はもう受けられんと。「金持たんものの、あんたが払わんけんね、受けられんとやろが」という格好になると。こういうふうな感じを受けるわけですけども、町長、そうでないというふうにおっしゃっているようですので、ちょっと言ってください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

だから何も、低所得者だから医療が受けられないと、そういうことじゃないというふうには私は思います。それにはもう全く同感でございます。それじゃ、もう全て一般会計から投入すればいいじゃないかと、社会保障だというような、全てそういう考え方も、ちょっとどうかなというふうには思います。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

次に、生活保護制度の運用についてお伺いをいたします。

私、この問題につきましても、平成20年3月議会で質問をいたしました。この件につきましては、たまたまNHKの生活報道番組「あさイチ」というのがございますけれども、そこで「どうなる、どうする、生活保護」ということで議論もされておりました。

先ほど答弁されたように、生活保護制度というのは、健康で文化的な最低限度の生活を営むための権利であり、生きるための保障であります。それは先ほど言われました。

今の国民の生活実態と言われるのは、ものの本によれば、いわゆる芸能人の親の生活保護利用を非難して、制度をいじくればいいと、そういうほど甘い状態ではないわけです。日本の生活保護の受給率はふえたといっても、わずか人口比で1.9%であります。ドイツは9.7%、イギリスは9.3%、フランスは5.7%。非常に低いわけです。ですから、生活保護水準未満の人の収入しかない人のうちで生活保護制度を利用している人は2割程度だと言われています。保護を受けていない人が非常に多いところに問題があるわけです。その対策は十分とられていないと。

それどころか、生活保護費を財政負担になっているということで、わずか全体の0.4%といわれる不正受給だけが大きく取り上げられて、「生活保護を受けることを恥と思わなくなってきたことは問題だ」とか「働けるのに生活保護を受けている若者がふえている」「行政の調査が甘いからこんなことになる」などの、この生活保護を利用すること自体を恥だと、悪だというふうにみなして、「そこに無駄な税金を投入するのはいかになもんか」というようなこのマスコミの扱い方ね。これは非常に私は納得いかないところであります。

こういうことをやっていきますと、生活が苦しい人はますます生活保護を受けられなくなると、こういうことになるんじゃないですか。御見解、お願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに生活保護、セーフティネットとしてやはり必要な制度だというふうに思っております。

しかしながら、その原点としましては、先ほど申しましたように、本当に困っている方々に対してその程度に応じて保護を行うと、最低限度の保護を行うと。これが原点だというふうに思っております。これはやはりしっかり堅持していかなきゃいかん問題でございますけれども、やはり一部に本当に不正受給というか、どの程度どうなのか、私は知りませんが、以前見ておった状況によると、あら、これはちょっといかにかなというような、そういうこともあちこちに行ったときに目に入っておりましたから、少なくともそういう不正受給といいますか、生活保護をもらって、そしてそれで遊興費に充てるとか何とかというようなそういう事例も確かにないじゃないというふうに思いますから、その辺はやはりまた別な問題で厳しくやっていく必要があるかというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

だから、そういう方は0.4%と言われておるんですよ、全体の。それをいかにも全体のよ
うな形で、生活保護を受けている人がもう何か不正をしているような扱い方をすると。これ
は私は問題だと、納得いかないということなんです。

先ほど、親族の扶養義務については生活保護受給のための条件ではありませんと、さっき
言われたですよ、はっきり。ところが、今、政府はこの扶養義務を強化しようということ
でやっているわけですが、これがどのような結果になるかということは、これはもうはっき
りしとるわけですよ。

今までいろんな事件がありましたけれども、例えば例を挙げますと、今から25年前の事件
ですが、子供3人を抱えた母子家庭の生活保護申請に対して、福祉事務所が「9年前に別れ
た夫からの援助ができないという書面を提出しなさい」と言って申請を受け付けなかったわ
けです。だから、その母親はもう二度と福祉事務所には行かなかったと。そのことで結局3
人の子供を残して餓死したんですよ。

それから、これは私が平成20年3月議会で取り上げたわけですが、皆さん御存じだ
と思うんですが、北九州の発生した餓死事件ですね。これはもう一回言いますと、これ以上
は助けられません。親を助けられませんということで、次男と一緒に保護申請をしたんです
よ。ところが、福祉事務所は、もっと次男は援助をすべきだということで申請を受け付けて
いません。今度は長男から援助してもらえということで、結局、生活保護に至らんで、父親
が餓死状態で発見されたもので、これは物すごく大きな問題になりました。ですから、もう
政府がそういうふうに扶養義務を、今要件となっていませんけれども、これを強化してい
くとなれば、こういう事件が本当にたくさん出てくるということは目に見えているというふう
に思います。

最後に、生活困窮者の把握です。生活保護状態の人の把握ですが、いろんな民生委員とか
の方でやっていただいていると、社協とかですね、ということですが、厚生労働省は、
こうした事件が起きるたびに、その福祉部局と電気、ガス業者との連携強化によって、その
生活困窮者を把握するよという通知を出しているんです。というのも御存じです。まず、
電気がとめられるんですね。ガスがとめられるんです。水はなかなかとめられないでしょう。

これは死ぬから。だから、そういう業者の人が一番真っ先にわかるというわけなんですよ。だから、その人たちの情報交換をやってくださいよということをしているんですけども、現在、それは行われていますか。

○議長（後藤信八君）

真島健康福祉課長。

○健康福祉課長（真島敏明君）

そういう地元業者とのそういう契約とかというのは現在行っておりません。でも、今、地域福祉計画を2年間で策定をいたしております。その中に、見守りネットワークということで、地域のそういう資源を有効に利用していこうということで、郵便局とかを含めたところで具体的にネットワークをつくっていこうというような話はしております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そういうふうにやってもらうのは結構です。大いにやっていただきたいのですが、私が言っているのは、繰り返しますが、ガスとか電気をとめられると。それが一番わかりやすいということで、そういう業者との情報交換なり連携を、厚労省が通知を出しているように、今後強めていく必要があるのではないかと、これを申し上げているんですけども、再度、お願いします。

○議長（後藤信八君）

真島健康福祉課長。

○健康福祉課長（真島敏明君）

そこまでなかなか踏み込みますと、多分そういう情報はもう流してくれないと思います。「あそこは水道がとまっとつよ」とか「電気が行きよらんよ」とか、そういう個人情報に関することは多分幾ら行政といえども流してくれないと思っています。だから、しっかりその前に契約をしたところで一緒に進めていかんばいかんというふうに思っています。

ちょっと時間ありませんけれども、先ほどからの議員がおっしゃっています生活保護の要件とかでございませけれども、基山町としては一切その前さばきはやっておりません。本人から申請がありましたら、必ず県のほうの福祉事務所につないでいくということで、現在行っておりますので、一行政が前さばきをしてから「あんた、でけんよ」とかそういうことは

一切やっておりませんので、そこの辺はちょっと補足して言うておきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今言われましたけれども、いわゆる個人情報との関係で、そういうのはできないんだということをおっしゃいましたよね。しかし、これは個人情報保護法に書かれているんですけども、「人の生命、身体または財産にかかわるときは、本人の同意がなくても情報提供ができる」というふうになっているわけですよ。だから、経済産業省もそのような通知を出して、餓死とか孤立死を繰り返さないためにも、その関係部局とそれから電気、ガス事業者との連携を強めてくださいということを再三出してきているわけですね。だから、個人情報の問題ではないんですよ。命にかかわる問題なんですね。ですから、ぜひその辺は検討していただいて、前向きにやはり連携を強めていくという立場でお願いしたい。このことを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

先ほど大山議員の質問に対して答弁できなかった分がありますので、答弁したいということとで……以上で松石信男議員の一般質問を終わります。済みません。失礼しました。

答弁漏れを一つ回答させますので。（聴取不能の声あり）はい。じゃ、後で回答しておいてください。

本日は以上をもちまして延会といたします。

午後 4 時50分 延会